

第4次岐阜県幼児教育アクションプラン
「ぎふっこ」すこやかプラン
～「つなぐ・高める・支える」幼児教育の推進～

(案)

令和8年3月
岐 阜 県
岐阜県教育委員会

目 次

第Ⅰ章 「岐阜県幼児教育アクションプラン『ぎふっこ』すこやかプラン」の改訂にあたって

1 改訂の趣旨	1
2 プランの位置付けと対象	2
3 プランの改訂手続	2
4 全体構成	2

第Ⅱ章 岐阜県が目指す幼児教育

1 「岐阜県幼児教育アクションプラン【改訂版】」の総括	3
2 本県が目指す幼児の姿	6
3 本県の幼児教育の基本方針	7

第Ⅲ章 岐阜県の幼児教育推進体制の現状

第Ⅳ章 具体的な施策の展開

■基本目標と重点的に取り組む内容	11
・基本目標1<つなぐ>幼児教育と小学校教育とをつなぐ取組の強化	12
・基本目標2<高める>遊びを通した指導の充実と保育内容の評価・改善、教職員の資質及び専門性の向上	18
・基本目標3<支える>多様な幼児への支援の充実、家庭教育・子育て支援体制の整備	26

第Ⅴ章 アクションプランの推進にあたって

■参考資料

・国の動向：幼児教育推進体制のイメージ	39
---------------------	----

※改訂経過

・岐阜県幼児教育アクションプラン検討委員会 委員名簿	40
・岐阜県幼児教育アクションプラン改訂経過	41

第Ⅰ章 「岐阜県幼児教育アクションプラン『ぎふっこ』すこやかプラン」の改訂にあたって

I 改訂の趣旨

幼児は、興味や関心をもったものに対して自分から関わろうとし、この自らの興味や関心から発した直接的で具体的な体験から、幼児なりのやり方で自分の生きる世界について学び、様々な力を獲得していきます。「幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものである（教育基本法第11条）」と示されているとおり、幼児が遊びを通じて学ぶことの楽しさを知り、積極的に物事に関わろうとする気持ちをもつようになる過程こそ、小学校以降の学習意欲へつながっています。

岐阜県では、幼児期の課題を解決し、幼児がよりよく生きるために基礎を培うため、平成22年に「岐阜県幼児教育アクションプラン『ぎふっこ』すこやかプラン」を策定し、その後も幼児教育の質の向上に取り組んできました。平成27年の「子ども・子育て支援新制度」開始以降、幼稚園・保育所・認定こども園を含めた幼児教育全体の質向上が求められたことを受けて、平成28年には「第2次アクションプラン」を策定し、幼保小接続や特別支援教育、子育て支援体制の充実に重点的に取り組みました。さらに平成30年には「岐阜県版接続期カリキュラム」を作成し、幼児教育から小学校教育への円滑な接続を推進しました。

令和4年3月には第2次プランの成果や課題を踏まえ、「つなぐ・高める・支える」幼児教育の推進」を基本方針に「岐阜県幼児教育アクションプラン」を改訂しました。そして、令和4年度からの3年間、文部科学省の「幼保小の架け橋プログラムに関する調査研究事業」を受託し、幼保小の連携・協働による「つなぐ・高める・支える」架け橋プログラムの開発・実践に取り組んできました。

一方で、コロナ禍を経て、幼児の発達や家庭環境に新たな課題が生じ、特別な配慮を必要とする幼児への指導や、対面で関わる中での人間関係の形成、そして遊びを通した学びの重要性が一層高まっています。この、幼児の自発的な活動としての遊びを通した学びは、小学校以降の生活や学習の基盤となる重要な活動です。また、ICTの効果的な活用等、新しい教育環境の整備も求められています。これまでの取組の成果を広め、さらなる幼児教育の推進に当たっては、「つなぐ」という視点から、小学校教育との円滑な接続を図る取組を一層推進するとともに、遊びを通した指導の充実と実践の評価・改善、教職員の資質及び専門性の向上により、教育・保育の質を「高める」ことが重要です。また、幼児を取り巻く環境等の変化に伴い、多様な幼児への支援や家庭教育・子育て支援体制の整備など、全ての幼児を「支える」取組の強化が必要です。

そこで、令和6年3月に策定された「第4次岐阜県教育振興基本計画」や、これまでの「岐阜県幼児教育アクションプラン【改訂版】」の成果や課題を踏まえ、引き続き「つなぐ・高める・支える」幼児教育の推進」を基本方針として「第4次岐阜県幼児教育アクションプラン『ぎふっこ』すこやかプラン」として改訂しました。

2 プランの位置付けと対象

- 第4次岐阜県教育振興基本計画（教育基本法第17条第2項により策定する岐阜県の教育振興基本計画）に基づき、幼児教育の課題を解決し、県内の幼児教育の水準の維持向上を図るために、今後推進すべき具体的な施策を明らかにした総合的な計画です。

■第4次岐阜県教育振興基本計画（2024年3月）

施策Ⅰ 「豊かな人間性」の育成

6 人格形成の基礎を培う幼児教育の充実

【主な取組】

- ① 幼児教育と小学校教育とをつなぐ取組の強化
- ② 遊びを通した指導の充実と保育内容の評価・改善、教職員の資質及び専門性の向上
- ③ 多様な児童への支援の充実、家庭教育・子育て支援体制の整備

- 岐阜県幼児教育アクションプラン【改訂版】「ぎふっこ」すこやかプラン～「つなぐ・高める・支える」幼児教育の推進～の基本理念や方向性を継承しつつ、令和4年に制定された「こども基本法」、令和5年に閣議決定された「こども大綱及びはじめの100か月の育ちビジョン」、中央教育審議会初等中等教育分科会 幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会の答申等、国の動向、社会の変化や新しい課題に対応した計画です。
- 3～5歳児を対象（家庭から幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所等の施設へと生活を広げている時期）としています。

3 プランの改訂手続

- 外部有識者や幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所、小学校等の代表者、保護者代表者等で構成される「岐阜県幼児教育アクションプラン検討委員会」に加えて、幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所等の教職員を交えた意見交換、パブリックコメントなどを通じ、幅広い意見を反映して改訂しました。
- 今後、国や県において実施する「幼児教育実態調査」の結果や、幼児教育をめぐる様々な状況の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

4 全体構成

- 本プランの第2章では、岐阜県幼児教育アクションプラン【改訂版】「ぎふっこ」すこやかプラン～「つなぐ・高める・支える」幼児教育の推進～に基づく実践状況を総括するとともに、「第4次岐阜県教育振興基本計画」を踏まえて、本県が目指す児童の姿と幼児教育の基本方針を明確にしました。第3章では、令和7年度幼児教育実態調査（国・県）等から明らかとなった本県の幼児教育の現状を示しました。第4章では、具体的な施策について、3つの基本目標に即して、重点的に取り組む10項目の内容を設定して説明しています。第5章では、本プランの推進に当たって、周知・啓発や実践状況の把握に基づく評価・改善の進め方について示しています。

第2章 岐阜県が目指す幼児教育

I 「岐阜県幼児教育アクションプラン【改訂版】『ぎふっこ』すこやかプラン～『つなぐ・高める・支える』幼児教育の推進～」の総括

本県では、令和4年度から「岐阜県幼児教育アクションプラン【改訂版】『ぎふっこ』すこやかプラン」において、「『つなぐ・高める・支える』幼児教育の推進」を目指し、幼児教育の充実に取り組んできました。

3つの基本目標と重点的に取り組む内容及び成果と課題は、以下のとおりです。

基本目標 1

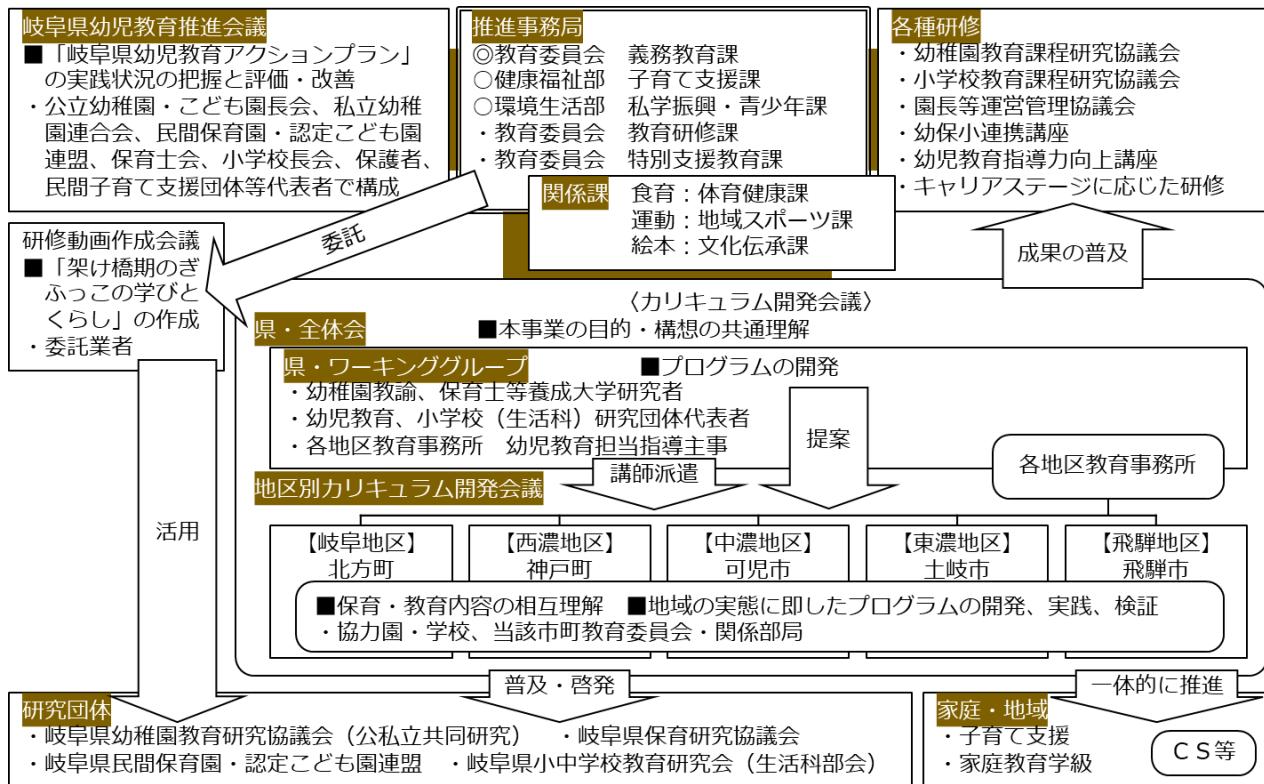
＜つなぐ＞ 幼児教育と小学校教育とをつなぐ取組の強化

○ 重点的に取り組む内容

- ① 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を手掛かりとした、幼児教育施設と小学校との連携内容の充実
- ② 幼児教育と小学校教育を円滑に接続し、学びの連続性を確保する「接続期カリキュラム」の編成及び改善
- ③ 地域の実情を踏まえ、小学校と幼稚園・認定こども園・保育所等を含めた幼児教育施設全体で推進する体制の整備

○ 成果と課題

令和4年度～6年度にかけて文部科学省「幼保小の架け橋プログラムに関する調査研究事業」を受託し、図のように組織を整え、幼保小の連携・協働による「つなぐ・高める・支える」架け橋プログラムの開発・実践に取り組んできました。



【組織図】

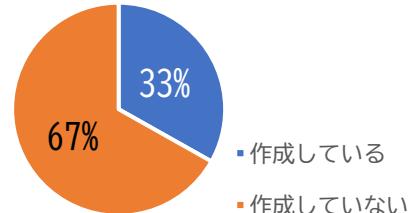
県カリキュラム開発会議で作成した「接続期カリキュラム開発サポートシート」及び、5つの指定市町の地区別カリキュラム開発会議で開発した「接続期カリキュラム」等を、教職員向け研修資料「架け橋期のぎふっこ」の学びとくらしにまとめ、周知、活用してきました。このような取組を推進する中で、「接続期カリキュラム」についての理解が広がってきました。しかし、実際には「接続期カリキュラム」を編成している幼児教育施設（幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所）は、全体の33%にとどまっています。

「接続期カリキュラム」を編成している小学校は97%となっています。そして、「カリキュラム作成に関して、幼稚園等教員・保育所等保育士が助言・協力を行った」と回答した小学校も85%と増えてきています。

引き続き、「接続期カリキュラム」の編成・実施を推進するとともに、編成に当たっては、幼児教育施設と小学校の教職員が助言し合うなどして、カリキュラムの改善を図ることが必要となっています。

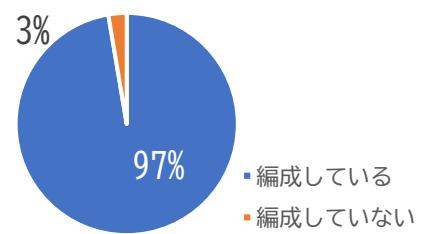
（※現状の詳細については、13～16ページ参照）

「小学校教育との接続を意識した保育・教育課程の編成や保育・指導計画の作成」を行った幼児教育施設



（令和7年度幼児教育実態調査〔国・県〕
：令和6年度実績として回答）

「接続期カリキュラム」を編成している小学校



（「令和7年度公立小学校教育計画」より）

基本目標2

＜高める＞ 遊びを通した指導の充実と保育内容の評価・改善、教職員の資質及び専門性の向上

○ 重点的に取り組む内容

- ④ 一人一人の発達に応じた教育内容や指導方法の工夫改善
- ⑤ 施設の運営・保育の質を評価し改善を図るP D C Aサイクルの構築
- ⑥ 研修の効果的な実施による、教職員の資質及び専門性の向上

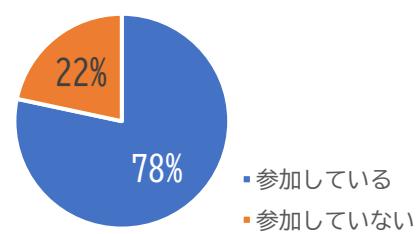
○ 成果と課題

「『教員のキャリアステージ』における資質の向上に関する指標【幼稚園等】」に基づいて、県及び県教育委員会において、各職階・役割（初任、中堅、主任、管理職等）に応じた研修を実施してきました。

幼児教育施設の73%が、自主的な園内研修を行う中、幼児教育施設の78%が、県や市町村が行う研修に参加することで、各施設が教職員の資質及び専門性の向上に努めています。預かり保育の実施や、「こども誰でも通園制度」等保護者のニーズに応じた対応もあり、職員の負担が増える中、「働き方改革」について考慮しながら、教職員負担軽減が喫緊の課題となっており、各施設において研修時間の確保等に苦慮しています。

今後は、喫緊の課題に対応する研修、具体的な保育実践に関わる研修等、施設のニーズ

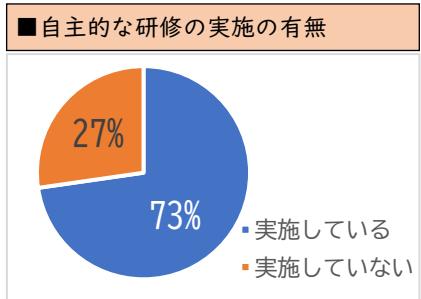
■県・市町村が行う研修への参加の有無



（令和7年度幼児教育実態調査〔国・県〕）

や教職員のキャリアステージに応じて研修内容を充実させることが大切になっています。また、教職員の負担に配慮した研修の実施方法（例えば、オンラインの活用）を工夫する必要があります。

（※現状の詳細については、18～24ページ参照）



（令和7年度幼児教育実態調査〔国・県〕）

基本目標3

<支える> 多様な幼児への支援の充実、家庭教育・子育て支援体制の整備

○ 重点的に取り組む内容

- ⑦ 幼児の様々な特性を理解した支援の充実
- ⑧ 障がいのある幼児への切れ目のない支援の充実
- ⑨ 外国人幼児やその保護者への支援の充実
- ⑩ 家庭教育・子育て支援の充実、関係機関等と連携した地域における幼児教育の支援体制の構築

○ 成果と課題

障がいのある幼児への切れ目のない支援の充実について、「個別の教育・保育支援計画」と「個別の指導計画」の作成等を行い、幼児教育施設の83%が、小学校に対して、幼児の様子や、具体的な支援方法や内容等の引継ぎを行っています。

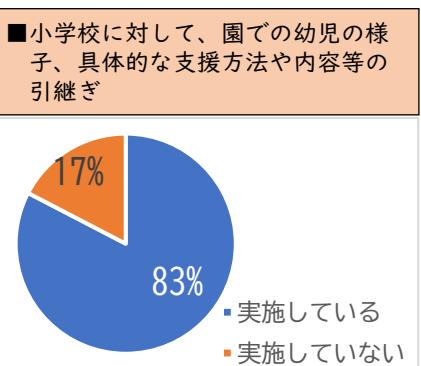
しかし、特別支援教育支援員など、障がいのある幼児等への支援について専門性を有する者の配置については、進んでいないのが現状です。幼児教育施設の規模等に応じて、組織的で実効性のある体制を整備するとともに、専門性を有する者を配置する、特別支援教育コーディネーターの専門性を図ることが必要になっています。

（※現状の詳細については、26～29ページ参照）

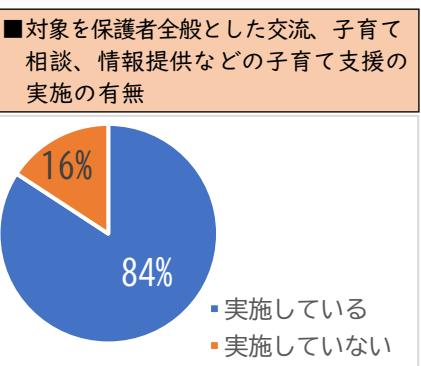
家庭教育・子育て支援の充実、関係機関等と連携した地域における幼児教育の支援体制の構築について、幼児教育施設の84%で、保護者全般を対象とした交流や子育て相談、情報提供等の子育て支援が進められています。しかしながら、障がいのある幼児や外国人幼児の家庭を対象とした活動を実施している施設は少なく、多様化する子育ての課題に対応する取組を普及させていくことが必要になっています。

また、児童虐待が深刻化することや経済的な困窮家庭の増加が懸念されており、家庭での育ちの状況が気になる子どもの早期発見や早期対応が重要な課題となっています。

（※現状の詳細については、30～35ページ参照）



（令和7年度幼児教育実態調査〔国・県〕）



（令和7年度幼児教育実態調査〔国・県〕）

2 本県が目指す幼児の姿

本県では、「第4次 岐阜県教育振興基本計画」において、めざす人間像として「『ふるさと岐阜』で育んだ自信と誇りを胸に、よりよい未来の実現に挑み続ける人」を掲げています。幼児期から高等学校までの教育を通して、主体的に学び、考え、行動する「自立力」に加え、よりよい未来を築いていく「創造力」、つながり、認め合い、支え合う「共生力」の3つの力を育むために、「いつも時代も変わることなく子どもたちの教育に期待される内容（不易）」と「時代の変化に柔軟に対応していく必要がある内容（流行）」に留意しつつ、知・徳・体のバランスを踏まえた岐阜県教育を展開しています。

幼児期においては、周囲から認められ、守られているという安心感を基盤に、身の回りの人や自然など周囲の様々な環境に進んで働きかけ、次第に自分の世界を拡大し、自立した生活へと向かっていくことができるようになります。また、友達と関わることを通して、自己と他者の違いに気付き、他者への思いやりや自律性を身に付けていくことができるようになります。さらに、自分の興味や関心から発した直接的で具体的な体験において、その子らしさ（その幼児らしい見方、考え方、感じ方、関わり方など）を發揮することができるようになります。

こうした幼児期の学びや生活の特性を踏まえ、義務教育、高等学校教育までを見通して「生涯に渡る人格形成の基礎を培う」ことができるよう、目指す幼児の姿を次のように設定しました。

■岐阜県が目指す幼児の姿

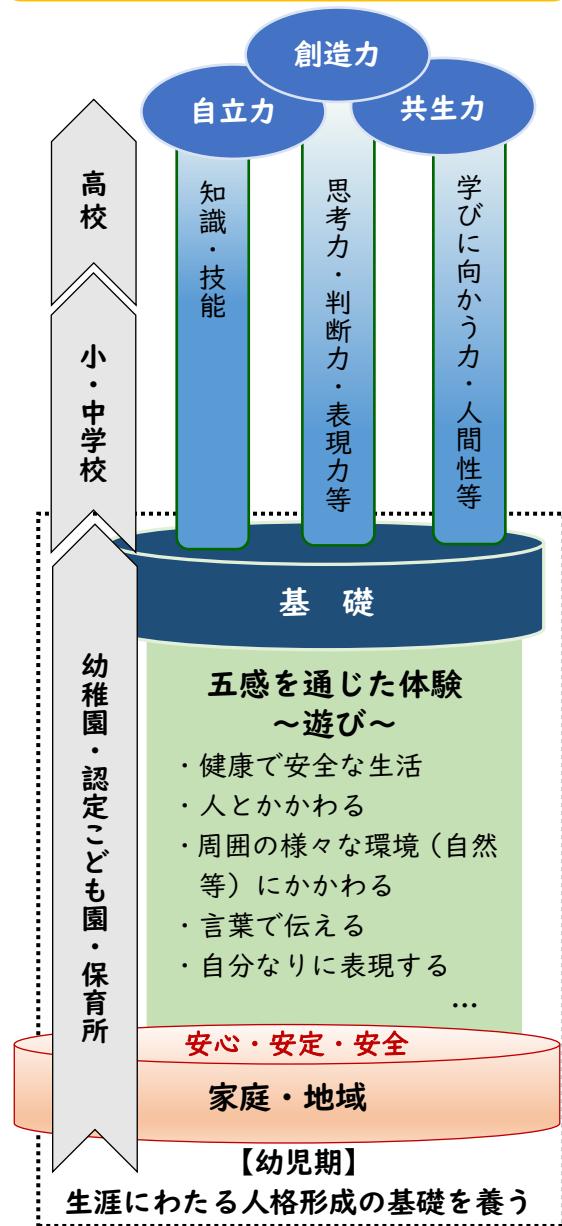
遊びに夢中になり、自ら人や自然との関わりを深め、楽しさを実感する子

幼児は、自発的な活動としての「遊び」において、心身全体を働かせ、様々な体験を通して心身の調和のとれた全般的な発達の基礎を築いていきます。遊びに夢中になる中で、思考を巡らせ想像力を發揮し、自分の体を使ったり友達と協力したりして、周囲の環境に様々な意味と関わり方を発見していきます。そして、その過程において、達成感、充実感、満足感、挫折感、葛藤などを味わい、精神的にも成長していきます。このような幼児期の学びの特性を踏まえて、目指す姿を上記のように設定しました。

■プランの構想

～つながる学びと育ち～

「ふるさと岐阜」で育んだ自信と誇りを胸に、よりよい未来の実現に挑み続ける人



3 本県の幼児教育の基本方針

目指す幼児の姿を具現するために、岐阜県幼児教育アクションプラン【改訂版】「ぎふっこ」すこやかプラン～「つなぐ・高める・支える」幼児教育の推進～（令和4年3月）に基づく取組の成果と課題を確認しながら、引き続き、基本方針を以下のように定めました。

■第4次「岐阜県幼児教育アクションプラン」の基本方針

「つなぐ・高める・支える」幼児教育の推進

○重点的に取り組む内容

<つなぐ> 幼児教育と小学校教育とをつなぐ取組の強化

- ・「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を手掛かりに、幼児教育施設と小学校の教職員が両者の教育についての理解を深める等、連携内容の充実を図る。
- ・幼児教育と小学校教育を円滑に接続し、学びの連続性を確保する「接続期カリキュラム」の編成及び改善を促進する。
- ・地域の実情を踏まえ、小学校と幼稚園・保育所・認定こども園等を含めた幼児教育施設全体で推進する体制を整備する。

<高める> 遊びを通した指導の充実と保育内容の評価・改善、教職員の資質及び専門性の向上

- ・一人一人の発達に応じた教育内容や指導方法の工夫改善を図る。
- ・施設の運営や保育の質を評価し改善を図るP D C Aサイクルを構築する。
- ・研修（自主的な園内研修やキャリアステージに応じた研修等）の機能や位置付けを構造化し、研修の効果的な実施により、教職員の資質及び専門性の向上を図る。

<支える> 多様な幼児への支援の充実、家庭教育・子育て支援体制の整備

- ・気になる幼児やアレルギー疾患の幼児等、幼児の様々な特性を理解した支援の充実を図る。
- ・障がいのある幼児に係る「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成・活用による切れ目のない支援の充実を図る。
- ・外国人幼児が園や小学校進学時の学校生活に円滑に適応できるよう、幼児やその保護者に対する日本語指導、就学ガイダンス、相談活動等の支援の充実を図る。
- ・家庭教育及び子育て支援の充実を図るとともに、関係機関等との連携を強化して、地域における幼児教育の支援体制を構築する。
- ・幼稚園、認定こども園、保育所等での家庭教育学級の開催拡大を図るため、リーダー養成研修を実施する。

第3章 岐阜県の幼児教育推進体制の現状

I 幼稚園、認定こども園、保育所等の状況

(1) 施設数

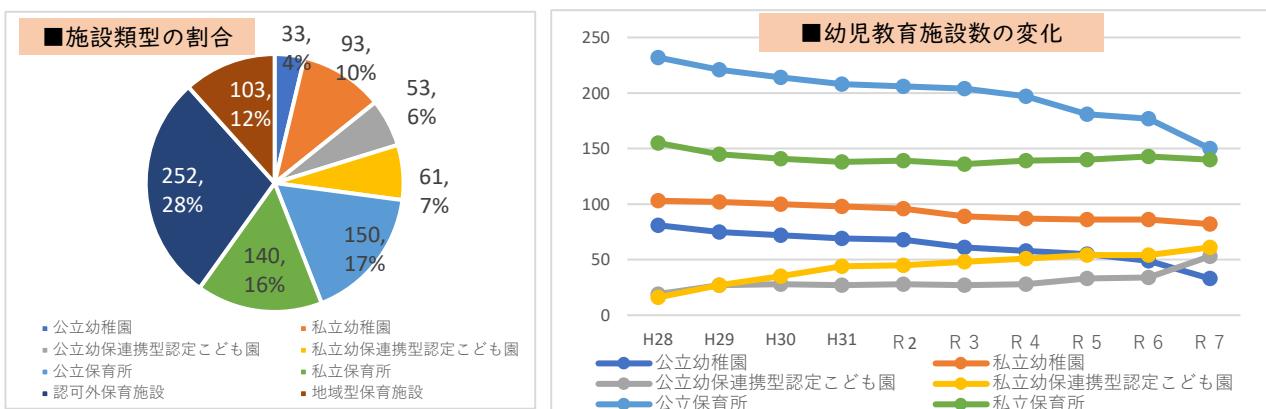
令和7年度の本県における施設数（令和7年5月1日現在）は、次のとおりです。

施設類型	施設数		
	令和7年 (令和3年比)	令和3年	
幼稚園 (幼稚園型認定こども園私立園を含む)	公立 33	126 (▼24)	150
	私立 93		
幼保連携型 認定こども園	公立 53	114 (△39)	75
	私立 61		
保育所 (保育所型認定こども園公立34園、私立33園を含む)	公立 150	290 (▼50)	340
	私立 140		
認可外保育施設		252 (△1)	251
地域型保育施設		103 (△35)	68
合計		885 (▼1)	884

※休園中の施設は除く（令和7年度 学校基本調査・子育て支援課調査）

施設数は、令和3年と比較して、幼稚園、保育所が減少し、幼保連携型認定こども園、認可外保育施設、地域型保育施設が増加しています。

類型では、公立保育所が17%、私立保育所が16%、認可外保育施設が28%と高い割合になっています。

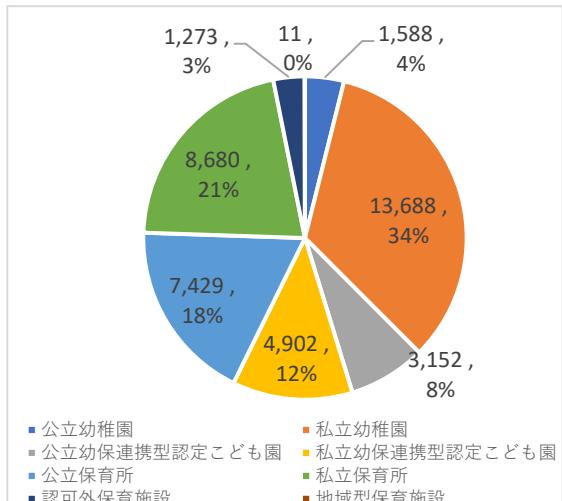


(2) 3歳児以上の幼児数

本県の施設に在籍する幼児数は、以下のとおりです。在籍者数全体からみると、私立幼稚園28%、私立保育所28%、公立保育所21%の順に高い割合を占めています。

施設類型	在籍者数(人)	
幼稚園 (幼稚園型認定こども園を含む)	公立 1,588	15,276
	私立 13,688	
幼保連携型 認定こども園	公立 3,152	8,054
	私立 4,902	
保育所 (保育所型認定こども園を含む)	公立 7,429	16,109
	私立 8,680	
認可外保育施設		1,273
地域型保育施設		11
合計		40,723

（令和7年度 学校基本調査・子育て支援課調査）



(3) 幼稚園教諭、保育士、保育教諭数と幼稚園教諭の免許の保有状況



(令和7年度学校基本調査・子育て支援課調査)

「幼保連携型認定こども園」は、学校教育と保育を一体的に提供する施設であるため、その職員である「保育教諭」については、「幼稚園教諭免許状」と「保育士資格」の両方の免許・資格を有していることを原則としています。

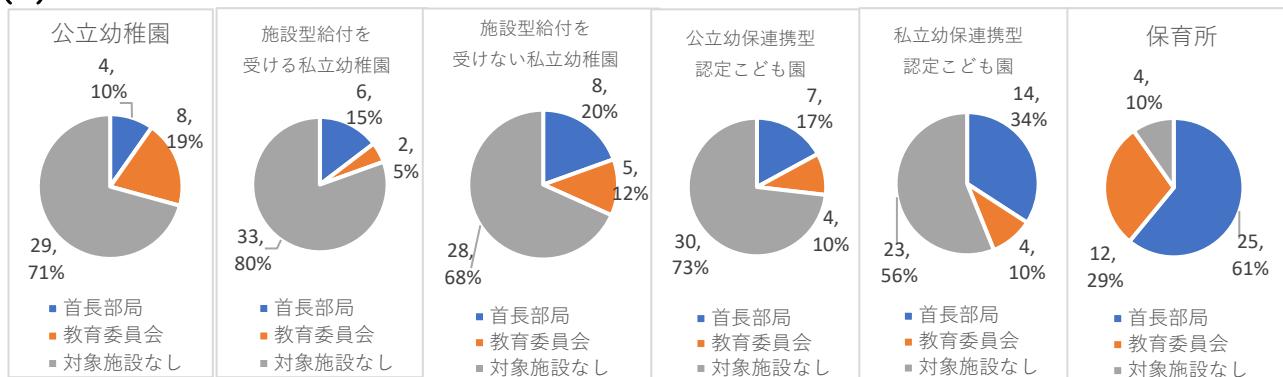
幼児教育を巡る様々な課題に対応する力を養うため、専修免許状や一種免許状の取得、小学校教諭免許状や保育士資格の併有を促進することが課題といえます。

2 県・市町村の状況

(1) 県の主担当部局

施設類型	主担当部局		
幼稚園 (幼稚園型認定こども園を含む)	公立	教育委員会	義務教育課
	私立	知事部局	私学振興課
幼保連携型認定こども園	公立	知事部局	子育て支援課
	私立	知事部局	子育て支援課、私学振興課
保育所 (保育所型認定こども園を含む)	公立	知事部局	子育て支援課
	私立		

(2) 市町村の主担当部局



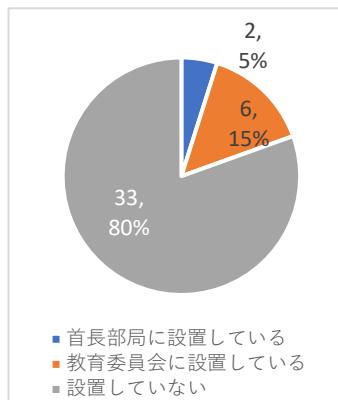
右表のように、担当が一元化（対象施設が1類型しかない市町村を含む）されているのは、36市町村で全体の90%となっています。その内、22市町村が首長部局、14市町村が教育委員会となっています。施策を効率的・効果的に進めていくために関係部局の連携・協力が重要となっています。

市町村の担当部局			
市町村数	複数	1つ（施設の類型が1つしかない市町村を含む）	
		首長部局	教育委員会
4 (10%)		22	14
36(90%)			

(令和7年幼児教育実態調査〔国・県〕)

(3) 市町村の体制の整備状況

○ 幼児教育センター等の設置状況



8市に幼児教育センターが設置されています。

全体の38%の市町村で、関係部署が参画する教育・保育内容に関する会議体が設置されています。また、全体の50%の市町村で、定期的に教育・保育内容に関する部署間での打合せが実施されています。

※ 幼児教育センター

都道府県等が広域に、幼児教育の内容・指導方法等に関する調査研究、幼稚園教諭・保育士・保育教諭や幼児教育アドバイザーに対する研修機会の提供（幼児教育アドバイザー候補者の育成を含む）や相談業務、市町村や幼児教育施設に対する助言・情報提供等を行う地域の拠点

※ 教育・保育内容に関する関係部署の連携のための取組状況	実施している
幼児教育センターを設置し、関係部署の連携を図っている	6市町村
関係部署が参画する教育・保育内容に関する会議体を設置している	15市町村
関係部署間で併任発令をして連携体制を確保している	1市町村
定期的に教育・保育内容に関する部署間での打合せを実施している	20市町村

（令和7年度幼児教育実態調査〔国・県〕）

○ 幼児教育アドバイザー、指導主事等の配置状況

幼稚園、認定こども園及び保育所を巡回し、教育内容や指導方法、指導環境の改善について助言を専ら担当する人材を27市町村（68%）が配置しています。

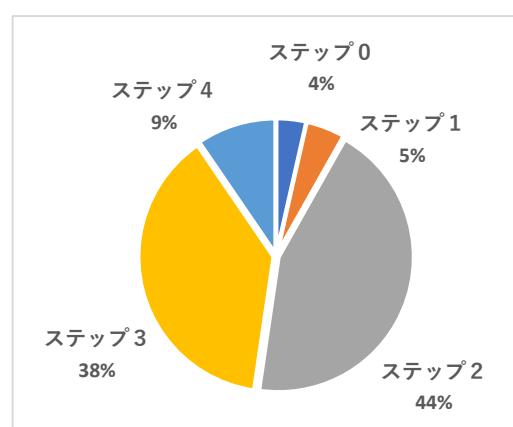
配置人数は、市町村の規模により異なりますが、のべ41人になります。

アドバイザー、指導主事等の配置			
配置市町 村数	常勤	非常勤	委嘱
27 (68%)	15人	25人	1人

（令和7年度幼児教育実態調査〔国・県〕）

(4) 小学校との接続の状況

ステップ
0：連携の予定・計画がまだない。
1：連携・接続に着手したいが、まだ検討中である。
2：年数回の授業、行事、研究会などの交流があるが、接続を見通した教育過程の編成・実施は行われていない。
3：授業、行事、研究会などの交流が充実し、接続を見通した教育課程の編成・実施は行われている。
4：接続を見通して編成・実施された教育課程について、実施結果を踏まえ、さらによりよいものとなるよう検討が行われている。



（令和7年度幼児教育実態調査〔国・県〕）

上記のグラフは、各幼児教育施設が、小学校教育との接続状況を示すものとして、最も適当なものとして回答した結果です。全体として「小学校との接続を見通した教育課程の編成・実施」が行われていると回答（ステップ3、4）したのは、全体で47%にとどまり課題となっています。

第4章 具体的な施策の展開

■基本目標と重点的に取り組む内容

3つの基本目標を達成するために、重点的に取り組む10項目の内容を設定しました。

区分	基本目標	重点的に取り組む内容
1 つなぐ	幼児教育と小学校教育とをつなぐ取組の強化	①「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を手掛かりとした、幼児教育施設と小学校との連携内容の充実 ②幼児教育と小学校教育を円滑に接続し、学びの連続性を確保する「接続期カリキュラム」の編成及び改善 ③地域の実情を踏まえ、小学校と幼稚園・認定こども園・保育所等を含めた幼児教育施設全体で推進する体制の整備
2 高める	遊びを通した指導の充実と保育内容の評価・改善、教職員の資質及び専門性の向上	④一人一人の発達に応じた教育内容や指導方法の工夫改善 ⑤施設の運営・保育の質を評価し改善を図るP D C Aサイクルの構築 ⑥研修の効果的な実施による、教職員の資質及び専門性の向上
3 支える	多様な幼児への支援の充実、家庭教育・子育て支援体制の整備	⑦幼児の様々な特性を理解した支援の充実 ⑧障がいのある幼児への切れ目のない支援の充実 ⑨外国人幼児やその保護者への支援の充実 ⑩家庭教育・子育て支援の充実、関係機関等と連携した地域における幼児教育の支援体制の構築

<次ページ以降の内容構成>



①「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を手掛かりとした、幼児教育施設と小学校との連携内容の充実

【現状①】

平成29年に告示された「幼稚園教育要領」、「保育所保育指針」、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」のいずれにも、幼児期において育みたい資質・能力及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が右記のように明示されました。

この姿は、「教育・保育活動全体を通して資質・能力が育まれている幼児の小学校就学時の具体的な姿であり、教職員等が指導を行う際に考慮するものである」とされています。

小学校学習指導要領「総則」には、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を踏まえた指導を工夫することにより、幼稚園教育要領等に基づく幼児期の教育を通して育まれた資質・能力を踏まえて教育活動を実施し、児童が主体的に自己を発揮しながら学びに向かうことが可能となるようにすること」と記載されています。

また、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が到達すべき目標でないことや、個別に取り出されて指導されるものではないことに十分留意する必要があるとされています。

この「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」について、幼児教育施設の教職員や小学校教員の理解度や、この姿から見た幼児・児童の捉えの現状は、次のとおりです。

幼児期の終わりまでに育ってほしい姿

●健康な心と体

…自ら健康で安全な生活をつくり出すようになる。

●自立心

…自分の力でやり遂げる体験などを通じて自信をもって行動するようになる。

●協同性

…友達と一緒に目的の実現に向けて考えたり協力したりするようになる。

●道徳性・規範意識の芽生え

…よいことや悪いことが分かり、相手の立場に立って行動するようになる。また、きまりをつくったり、守ったりするようになる。

●社会生活との関わり

…家族を大切にしようとする気持ちをもつとともに、身近な人と触れ合って地域に親しみをもつようになる。また、遊びや生活に必要な情報を役立てながら活動するとともに、公共施設を利用して、社会とのつながりを意識するようになる。

●思考力の芽生え

…身近な事象から物の性質などを感じ取ったり、予想したりして、多様な関わりを楽しむようになる。

●自然との関わり・生命尊重

…自然への愛情や畏敬の念をもつようになる。また、生命の不思議さや尊さに気付き、動植物への接し方を考え、大切にする気持ちをもって関わるようになる。

●数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚

…遊びや生活の中で、数量や図形、標識や文字などに親しむ体験を重ねたり、標識や文字の役割に気付いたりし、興味や関心、感覚をもつようになる。

●言葉による伝え合い

…経験したことなどを言葉で伝えたり、相手の話を聞いたりし、言葉による伝え合いを楽しむようになる。

●豊かな感性と表現

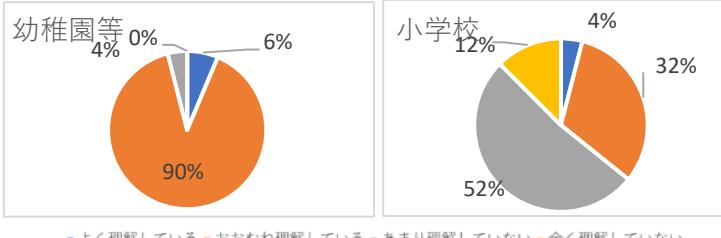
…心を動かす出来事などに触れ、感じたことや考えたことを表現して、表現する喜びを味わい、意欲をもつようになる。

※上記は、文部科学省資料を参考にして、それぞれの姿の一部のみを記載しています。詳しくは、幼稚園教育要領等をご覧ください。

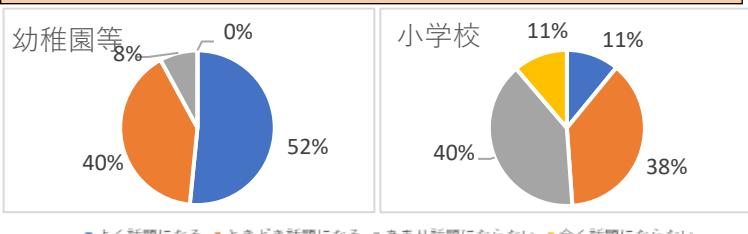
<「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」についての調査結果>

(令和7年度「幼稚園及び小学校教育課程研究協議会」参加者アンケート調査（幼稚園教諭等126名、小学校教諭1,202名）より)

Q1 「幼稚園教育要領」、「保育所保育指針」、「幼保連携認定こども園教育・保育要領」等に示された「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」について理解していますか。



Q2 幼保小連携協議会や園内・所内の研修会等の中で、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が話題となることがありますか。

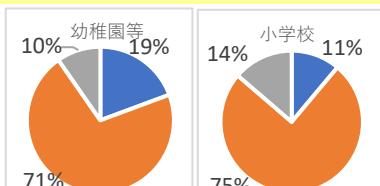


Q3 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」からみたとき、次の10の姿について、どのように感じていますか。当てはまるものを1つ選択してください。

- 幼稚園教諭等：令和6年度に自園を卒園した年長児（6歳児）の1～3月頃の姿を見て
- 小学校教諭等：令和7年度に自校に入学した1年生の児童の4～7月頃の姿を見て

- よく育っていると感じた
- おおむね育っていると感じた
- 課題を感じた

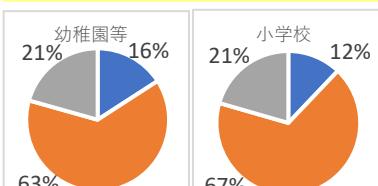
①健康な心と体



②自立心



③協同性



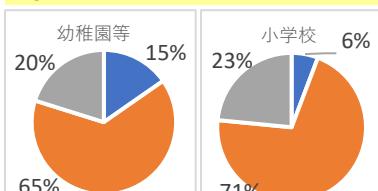
④道徳性・規範意識の芽生え



⑤社会生活との関わり



⑥思考力の芽生え



⑦自然との関わり・生命尊重



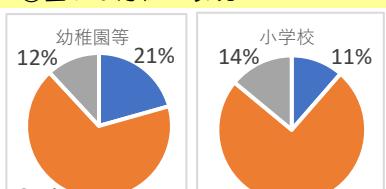
⑧数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚



⑨言葉による伝え合い



⑩豊かな感性と表現



令和3年度の調査では、幼稚園教育施設と小学校の教職員とでは、10の姿からの幼児・児童の姿の捉えに差異がありました。今回の調査では、幼稚園教育施設と小学校の教職員との間に大きな差異はありませんでした。

「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」について、幼稚園教育施設において「理解している」と回答した園の割合は96%ですが、そのうち「よく理解している」と回答した園の割合は6%にとどまっています。小学校では「理解している」と回答した教職員は36%にとどまっています。

「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が「よく話題になる」割合は、幼稚園教育施設で52%、小学校11%となっており、小学校で話題になることが少ない現状が見られます。

10の姿のうち、「②自立心」、「⑨言葉による伝え合い」については、幼児教育施設と小学校の教職員とも課題を感じている割合が高くなっています。

■ 「②自立心」についての幼稚園教育要領等の記載

身近な環境に主体的に関わり様々な活動を楽しむ中で、しなければならないことを自覚し、自分の力で行うために考えたり、工夫したりしながら、諦めずにやり遂げることで達成感を味わい、自信をもって行動するようになる。

■ 「⑨言葉による伝え合い」についての幼稚園教育要領等の記載

先生（保育士、保育教諭等）や友達と心を通わせる中で、絵本や物語などに親しみながら、豊かな言葉や表現を身に付け、経験したことや考えたことなどを言葉で伝えたり、相手の話を注意して聞いたりし、言葉による伝え合いを楽しむようになる。

■ 今後の幼児教育の教育課程、指導、評価等の在り方に関する有識者検討会 最終報告 <概要> 令和6年10月 文部科学省

「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」

- 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」については、幼保小の合同研修でも活用され、幼保小接続期の教育に関する相互理解が深まっている等の成果が上がる一方、幼児教育関係者の中には、その文言のみで幼児を捉えようとしたり、幼児を当てはめて、できる・できないと安易に評価したりしているなどの課題が指摘されているため、国・地方自治体においては、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の具体的活用等について、研修等を通じて一層の理解・啓発を図ることが必要。

以上のことから、幼児教育施設と小学校の教職員が一緒に、幼児・児童の姿の捉えを確認しながら協議することにより、互いの教育・保育内容を理解し合い、育ちのつながりを考えていくことが大切になります。

【課題①】

○幼児教育施設において、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」について一層理解を深め、次に掲げる資質・能力を一体的に育む保育の充実に努める必要があります。

- (1) 豊かな体験を通じて、感じたり、気付いたり、分かったり、できるようになったりする「知識及び技能の基礎」
- (2) 気付いたことや、できるようになったことなどを使い、考えたり、試したり、工夫したり、表現したりする「思考力、判断力、表現力等の基礎」
- (3) 心情、意欲、態度が育つ中で、よりよい生活を営もうとする「学びに向かう力、人間性等」

○小学校においても、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」について理解を図り、幼児期の保育を通して育まれた資質・能力を踏まえた教育活動を実施し、児童が主体的に学びに向かうことができるようになることが大切です。

○幼保小連携協議会等の場において、幼児教育施設と小学校の教職員が「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を基に、幼児や児童の具体的な姿の捉えについて交流し合い、互いの教育・保育内容の理解を深めていくことが求められています。

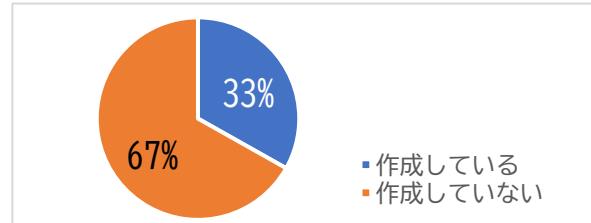
基本目標Ⅰ <つなぐ> 幼児教育と小学校教育とをつなぐ取組の強化

②幼児教育と小学校教育を円滑に接続し、学びの連続性を確保する「接続期カリキュラム」の編成及び改善

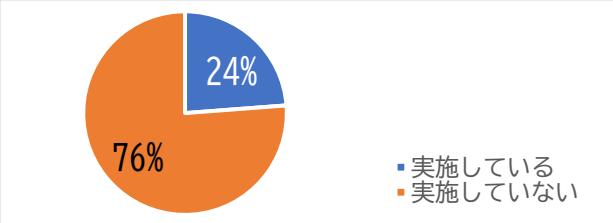
【現状②】

<接続期カリキュラムの作成・実施状況>（令和7年度幼児教育実態調査〔国・県〕：令和6年度実績として回答）

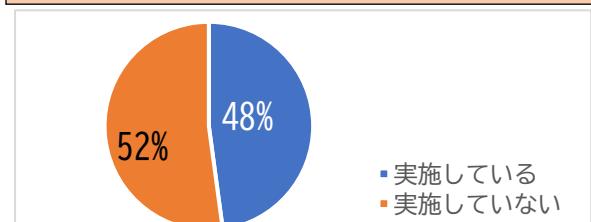
1 「小学校教育との接続を意識した保育・教育課程の編成や保育・指導計画の作成」を行った施設



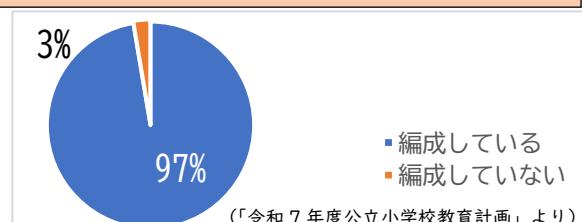
2 「小学校と協同して、接続を意識したカリキュラムを編成・実施」した施設



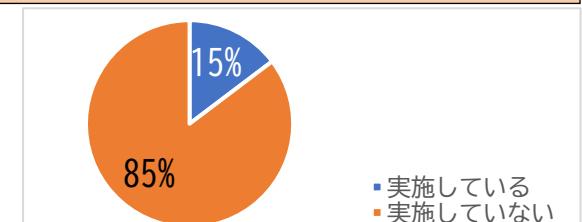
3 「小学校の教職員との合同研修会」を行った施設



4 「接続期カリキュラム」を編成している小学校



5 「小学校のスタートカリキュラムの作成に関して、幼稚園等教員・保育所等保育士が助言・協力を行った」という施設

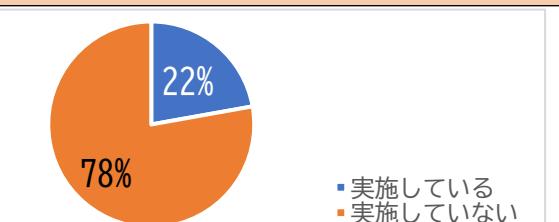


「小学校教育との接続を意識した保育・教育課程の編成や保育・指導計画の作成」を行っている幼児教育施設は、全体の33%、「小学校と協同して、接続を意識したカリキュラムを編成・実施」した施設は24%にとどまっています。

また、小学校と合同の研修会を行った幼児教育施設は、48%となっています。

「接続期カリキュラム」を編成している小学校は、97%となっています。しかし「小学校のカリキュラムの作成に関して、幼稚園等教員・保育所等保育士が助言・協力を行った」と回答した施設は15%、「小学校の教員が幼稚園等の年長児の活動に関して助言・協力している」と回答した施設は、22%にとどまっています。

6 「小学校の教員が、幼稚園等の5歳児の活動に関して助言・協力している」という施設



（令和7年度幼児教育実態調査〔国・県〕）

【課題②】

- 幼児教育施設においては、小学校教育との接続を意識した保育・教育課程の編成や保育・指導計画の作成を進めていくことが必要になっています。
- 小学校教育との接続を意識したカリキュラムの編成・実施に当たっては、小学校と協同して取り組んだり、小学校教員の助言・協力を得たりして、相互の教育・保育内容を踏まえたものとなるようにすることが大切です。
- 小学校においては、幼児教育施設の教職員から助言・協力を得て、接続期カリキュラムの改善に努めていくことが大切です。

基本目標Ⅰ <つなぐ> 幼児教育と小学校教育とをつなぐ取組の強化

③地域の実情を踏まえ、小学校と幼稚園・認定こども園・保育所等を含めた幼児教育施設全体で推進する体制の整備

【現状③】

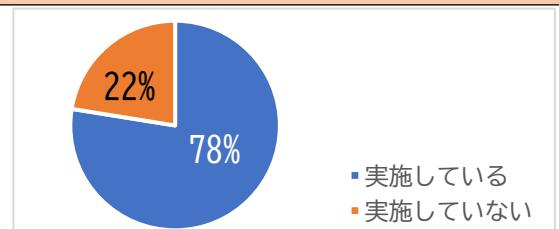
<幼保小連携協議会の設置状況>

県内全公立小学校で設置

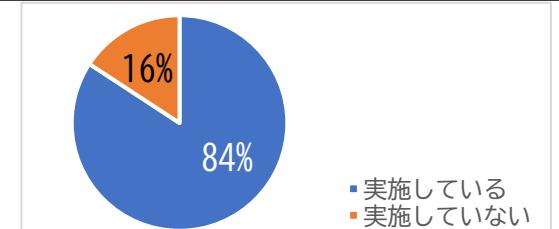
<小学校と連携した取組の実施状況>

(令和6年度実績)

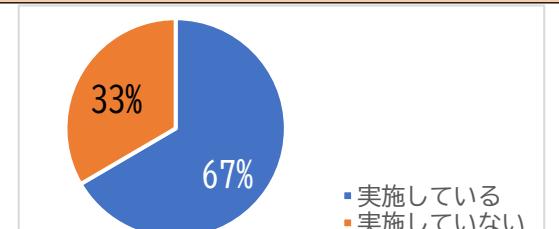
1 園児と小学校の児童との交流活動



2 小学校の授業参観



3 小学校の教職員の園・所の保育参観



(令和7年度幼児教育実態調査 [国・県])

幼保小連携協議会は、県内全ての公立小学校に設置されています。しかしながら、教職員の負担軽減について配慮しつつ、幼保小連携会議を開催することについて、苦慮する園・所・小学校が多くあります。

幼児教育施設と小学校とが連携した取組について、「園児と小学校の児童との交流活動」を行っている幼児教育施設は、全体の78%、「幼稚園教諭・保育教諭等による小学校の授業参観」を行っている幼児教育施設は、全体の84%、「小学校の教職員による園・所の保育参観」を行っている幼児教育施設は、全体の67%となっています。

多くの幼児教育施設において、園児と小学校児童、教職員の交流が行われています。園児・教職員それぞれの交流の目的・ねらい等を「接続期カリキュラム」に位置付け、定期的な交流を実施している市町村もあります。

【課題③】

- 幼児教育施設と小学校の両者が連携の意識をもち、教育実践を見合い、相互の共通理解を図ることが重要です。幼児教育施設においては、小学校以降の教育を見通しながら、豊かな体験を通して、小学校以降の生活や学習の基盤となる資質・能力が育成されるようになりますことが大切になっています。
- 複数の幼児教育施設から入学してくる小学校においては、多人数が入学してくる施設のみを連携対象とするのではなく、小学校の授業参観や児童との交流活動を広く公開するなど、状況に応じた弾力的な取組を行い、必要な情報共有が図られるように工夫することが大切です。

基本目標Ⅰ <つなぐ> 幼児教育と小学校教育とをつなぐ取組の強化

■課題①～③を踏まえて

取り組むべき主な施策・内容

(1) 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を幼児教育施設と小学校で共有し、互いの学びや育ちを理解し合う取組の推進

【県・県教育委員会】

- 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」についての理解を深めるために、幼稚園教諭・保育教諭等と小学校の教職員との合同研修会を実施するよう働きかけます。
- 「幼保小連携講座」、「保育力向上講座」等の研修において、幼児や児童の具体的な姿から「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の捉えについて協議し、幼児教育施設と小学校の教職員が互いの学びの特質を理解し合うことができるようになります。

【設置者】

- 地域の実情に応じて、幼児教育施設と小学校の教職員との合同研修会や研究会を設定したり、県や関係団体が実施する幼保小連携に関する研修会に積極的に参加するよう働きかけたりします。

【幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所、小学校】

- 小学校の教員による幼児教育施設の保育参観や、幼児教育施設の教職員による小学校の授業参観を実施するとともに、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」に基づいて、幼児や児童の実態や成長について意見交換を行う場を設けます。

(2) 「接続期カリキュラム」の編成及び改善

【県・県教育委員会】

- 「幼保小の架け橋プログラムに関する調査研究事業」の成果を広め、接続期カリキュラムの必要性や作成・実施のポイントについての理解が深まるよう働きかけます。

【設置者】

- 幼児教育アドバイザーや指導主事などの幼児教育施設訪問や小学1年生の授業に係る学校訪問の際には、「接続期カリキュラム」の編成・実施状況を見届け、カリキュラムの工夫・改善について助言します。

【幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所、小学校】

- 「接続期カリキュラム」の編成・実施について、幼児教育施設と小学校の教職員が相互に助言し合える場を設けます。

(3) 小学校と幼稚園・幼保連携型認定こども園・保育所が一体となった体制の整備

【県・県教育委員会】

- 「幼保小連携講座」、「保育力向上講座」等の研修内容を、幼稚園・幼保連携型認定こども園・保育所・小学校の教職員に周知し、互いの取組を学び合うことができる場となるよう改善します。

【設置者】

- 関係部局が連携し、幼保小の円滑な接続に係る情報の共有が図られるよう、幼稚園・幼保連携型認定こども園・保育所、小学校関係者による関係会議の開催に努めます。

【幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所、小学校】

- 幼児教育施設の保育や小学校の授業を地域の実情に応じて広く公開するなど、公私を問わず関係幼稚園・幼保連携型認定こども園・保育所・小学校の関係者間において情報交流が図られる場を設けます。

基本目標 2 <高める> 遊びを通した指導の充実と保育内容の評価・改善、教職員の資質及び専門性の向上

④一人一人の発達に応じた教育内容や指導方法の工夫改善

【現状④】

幼児期の教育は、幼児の自発的な活動としての「遊び」を発達の基礎を培う重要な学習であるとして、「環境を通して行う教育」を基本としています。

この基本的な考え方の理解を中心課題とし、本県では下記のように協議テーマを設定し「幼稚園教育課程研究協議会」や「保育士研修事業」を開催しています。

<幼稚園教育課程研究協議会>

年度	協議主題	参加者(人)				
		幼稚園	認定こども園	保育所	行政その他	合計
R 4	・幼児教育と小学校教育の円滑な接続の推進について ・指導計画の作成、保育の展開、指導の過程の評価・改善について	131	28	14	14	187
R 5	・幼児教育と小学校教育の円滑な接続の推進について ・幼児教育の質に関する認識の共有、家庭や地域との連携の在り方について	130	56	22	14	222
R 6	・幼児教育と小学校教育の円滑な接続の推進について ①幼児教育施設間、幼児教育施設と小学校間における相互理解の促進 ②かけ橋期のカリキュラムの開発・実施	122	53	47	14	236
R 7	・幼児教育と小学校教育の円滑な接続の推進について ①幼児教育施設間、幼児教育施設と小学校間における相互理解の促進 ②かけ橋期のカリキュラムの開発・実施	94	89	30	14	227

<保育士研修事業>

年度	概要	参加者(人)
R 6	【目的】・人材の育成及び資質の向上を図ることにより、県全体の保育の質の底上げ ・保育現場の環境改善や離職防止の促進 【内容】・階層別研修（初任、中堅、主任、保育所長） ・課題別研修（プロック別、認可外保育施設、メンタルヘルス・人権、保育現場の職場環境改善・人材育成、保育現場のリスクマネジメント）	4,745
R 7	・テーマ別研修	4,707

教育課程研究協議会は、教育課程の編成及び実施に伴う指導上の諸問題についての専門的な講義や研究協議を通して、保育・教育の振興・充実を図る場として、認知されています。認定こども園からの参加者も増え、園種を問わず保育・教育について協議できる機会となっています。

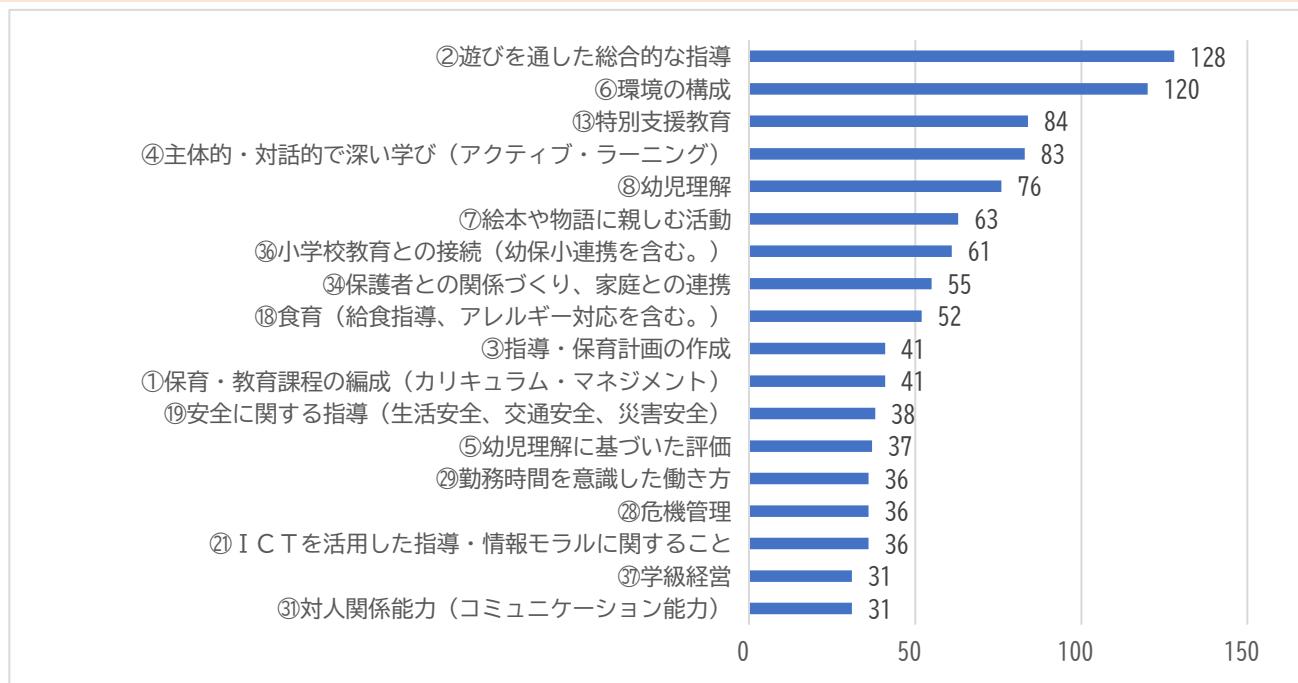
■今後一層充実させたい、又は新規に実施・参加したい研修 <最大10個まで選択>

項目	人数	項目	人数	項目	人数
①保育・教育課程の編成 (カリキュラム・マネジメント)	41	②遊びを通した総合的な指導	128	③指導・保育計画の作成	41
④主体的・対話的で深い学び (アクティブラーニング)	83	⑤幼児理解に基づいた評価	37	⑥環境の構成	120
⑦絵本や物語に親しむ活動	63	⑧幼児理解	76	⑨子育て支援・預かり保育	17
⑩体罰の防止	5	⑪不登所・不登園対応	13	⑫児童虐待への対応	10

⑬特別支援教育	84	⑭心のバリアフリー	21	⑮帰国・外国人児童への指導	29
⑯国際理解教育	5	⑰子どもの貧困	6	⑱食育 (給食指導、アレルギー対応を含む。)	52
⑲安全に関する指導 (生活安全、交通安全、災害安全)	38	⑳保健教育	5	㉑ICTを活用した指導・情報モラルに関すること	36
㉒園務の情報化	12	㉓持続可能な開発のための教育 (ESD)	4	㉔人権教育	19
㉕男女共同参画	0	㉖公務員倫理・服務	1	㉗セクシャルハラスメント	5
㉘危機管理	36	㉙勤務時間を意識した働き方	36	㉚メンタルヘルス	21
㉛対人関係能力 (コミュニケーション能力)	31	㉜コーチング	12	㉝カウンセリング	13
㉝保護者との関係づくり、家庭との連携	55	㉞地域との連携・協働	25	㉟小学校教育との接続 (幼保小連携を含む。)	61
㉞学級経営	31	㉟学年経営	9	㉟所・園経営(組織マネジメント含む。)	13
㉟所・園評価	2	㉟その他	0		

(令和7年度「園長等運営管理協議会」及び「幼稚園教育課程研究協議会」参加者アンケート調査 183名より)

■30名以上が「今後一層充実させたい」「新規に実施・参加したい」とした研修



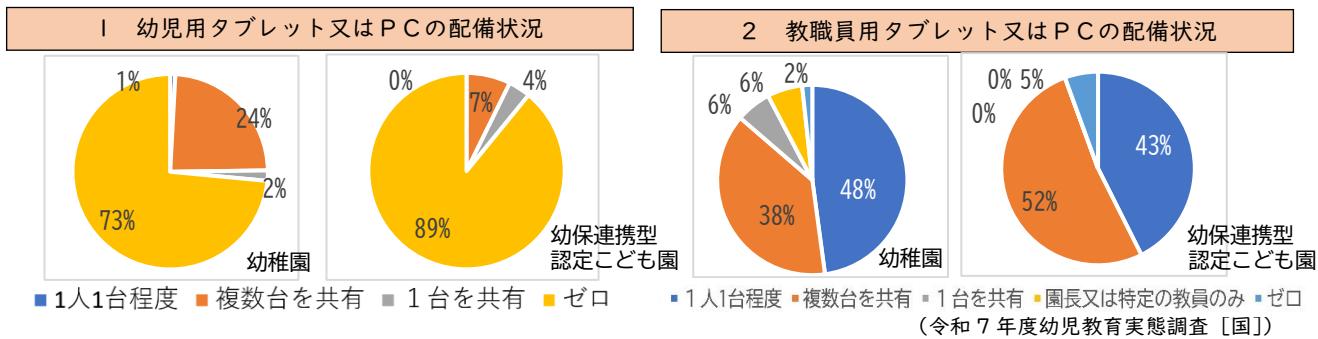
「遊びを通した総合的な指導」「環境の構成」についての研修を「充実させたい」「参加したい」と回答した方が最も多く、幼児期の教育・保育における「遊び」や「環境の構成」の重要性を捉えていることが分かります。

また、特別な支援を要する幼児の増加から、「特別支援教育」について学びたいという回答した方も多くなっています。

さらに、施設において幼児の生命と心の安定が保たれ、健やかな生活を確立するために、幼児の健康の保持と増進並びに安全の確保に努めることが重要となります。また、災害時の行動の仕方や不審者との遭遇など様々な犯罪から身を守る対処の仕方を身に付けさせるために、家庭、地域、関係機関などと連携を図る必要があります。

< I C T の使用状況 >

県内幼児教育施設における I C T の配備状況は、次のようになっています。



幼児用タブレット等については、少しずつ配備が進められている状況です。一方、教職員用タブレット等については配備が進んでおり、「1人1台程度」配備されていると回答する幼児教育施設も増えています。

幼稚園及び幼保連携型認定こども園における、以下 A ~ F の項目別の I C T の使用状況は、次のようになっています。



「外部との打合せ・研修」、「保護者との連絡・情報提供」、「園児や職員等に関する内部事務」「園児の登園及び降園の管理」において、 I C T 機器を使っている施設が多くなっています。

【課題④】

- 幼児が遊びに夢中になり、積極的に周囲の環境に関わっていくための環境構成や、幼児の発達に即した指導を進めるための幼児理解の在り方について、教職員が研修等を通して一層理解を深めていく必要があります。
- 幼児の健康及び安全の確保について教職員が共通して認識を高め、日常的な遊具などの安全点検、食育の推進、アレルギー疾患を有する幼児への適切な対応、危機管理マニュアルの見直し・改善等に努めていくことが重要になっています。
- 幼児が自然の中で伸び伸びと体を動かして遊ぶことにより、体の諸機能の発達が促されることに留意し、幼児の興味や能力などに応じた遊びの中で、自分から十分に体を動かす心地よさを味わうことができる活動を展開する必要があります。
- I C T の整備状況は、施設ごとに差異が見られ、今後、園務改善のための I C T 化を推進するとともに、幼児期の特性に合った I C T 活用について検討していく必要があります。

基本目標 2 <高める> 遊びを通した指導の充実と保育内容の評価・改善、教職員の資質及び専門性の向上

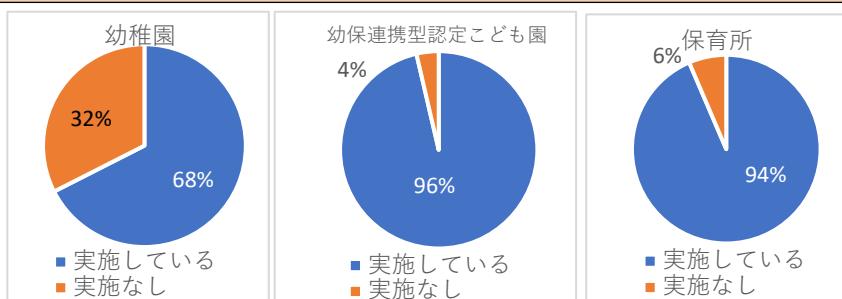
⑤施設の運営・保育の質を評価し改善を図るPDCAサイクルの構築

【現状⑤】

幼稚園の学校評価については、学校教育法において「教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るために必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない」と規定されています。また、同法施行規則において「教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする」、「保護者その他当該学校の関係者による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする」と規定されています。保育所については、保育所保育指針において「保育所は、保育の質の向上を図るために、保育の計画の展開や保育士等の自己評価を踏まえ、当該保育所の保育の内容等について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない」、「設備運営基準第36条の趣旨を踏まえ、保育の内容等の評価に関し、保護者及び地域住民等の意見を聴くことが望ましいこと」と示されています。

本県における幼児教育施設の評価の取組については、以下のようになっています。

1 施設における自己評価の実施の有無



自己評価については、幼稚園で68%、幼保連携型認定こども園で96%、保育所で94%実施されています。

保護者、地域住民等の意見を聴いた評価（学校関係者評価）については、幼稚園で50%、幼保連携型認定こども園で80%、保育所で50%実施されています。

2 学校関係者評価の実施の有無



(令和7年度幼児教育実態調査 [国・県])

<参考>
○文部科学省「幼稚園における学校評価ガイドライン
[平成23年改訂]
○厚生労働省「保育所における自己評価ガイドライン
[2020年改訂版]

【課題⑤】

- 全ての幼児教育施設において自己評価が実施され、計画とその実践記録に基づいて振り返り、継続的に教育・保育の充実・改善を図っていくPDCA(Plan, Do, Check, Action)サイクルを確立していくことが重要です。
- 自己評価の結果の公表・説明を行う施設や、保護者や地域住民、有識者等外部の意見等を取り入れて活動を見直す施設の割合を上げていくことが必要となっています。

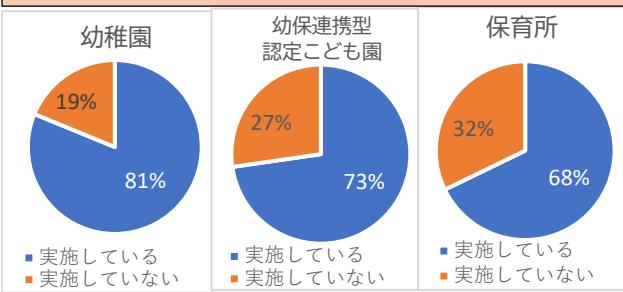
基本目標 2 <高める> 遊びを通した指導の充実と保育内容の評価・改善、教職員の資質及び専門性の向上

⑥研修の効果的な実施による、教職員の資質及び専門性の向上

【現状⑥】

幼児教育施設の研修の現状（令和6年度実績）は、以下のようになっています。

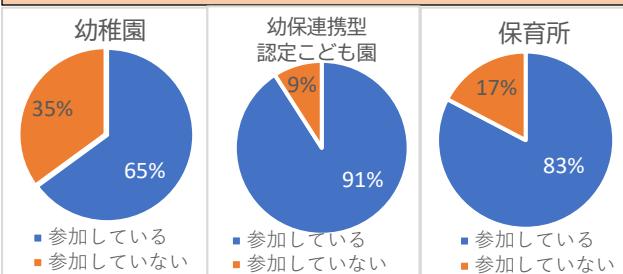
①自主的な研修の実施の有無



■自主的な研修の実施頻度（教育活動期間中）



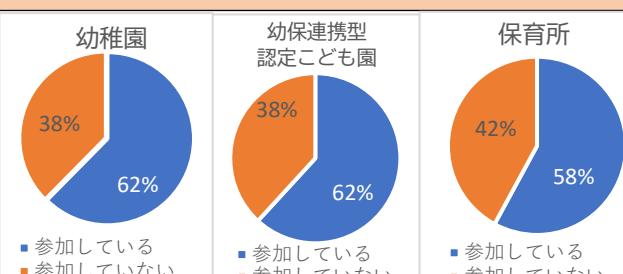
②県・市町村が行う研修への参加の有無



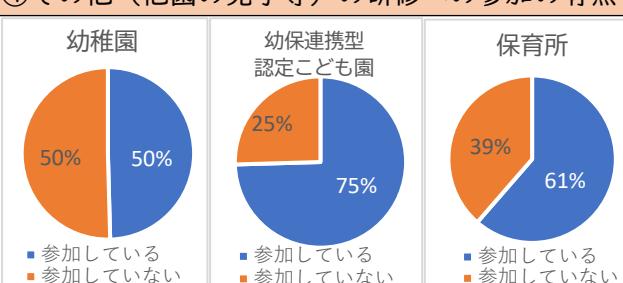
■教育活動中に、月に1～2回またはそれ以上自主的な研修を実施している園の割合

類型	割合
幼稚園	45%
幼保連携型認定こども園	67%
保育所	42%

③関係団体等が主催する研修への参加の有無



④その他（他園の見学等）の研修への参加の有無



(令和7年度幼児教育実態調査〔国・県〕)

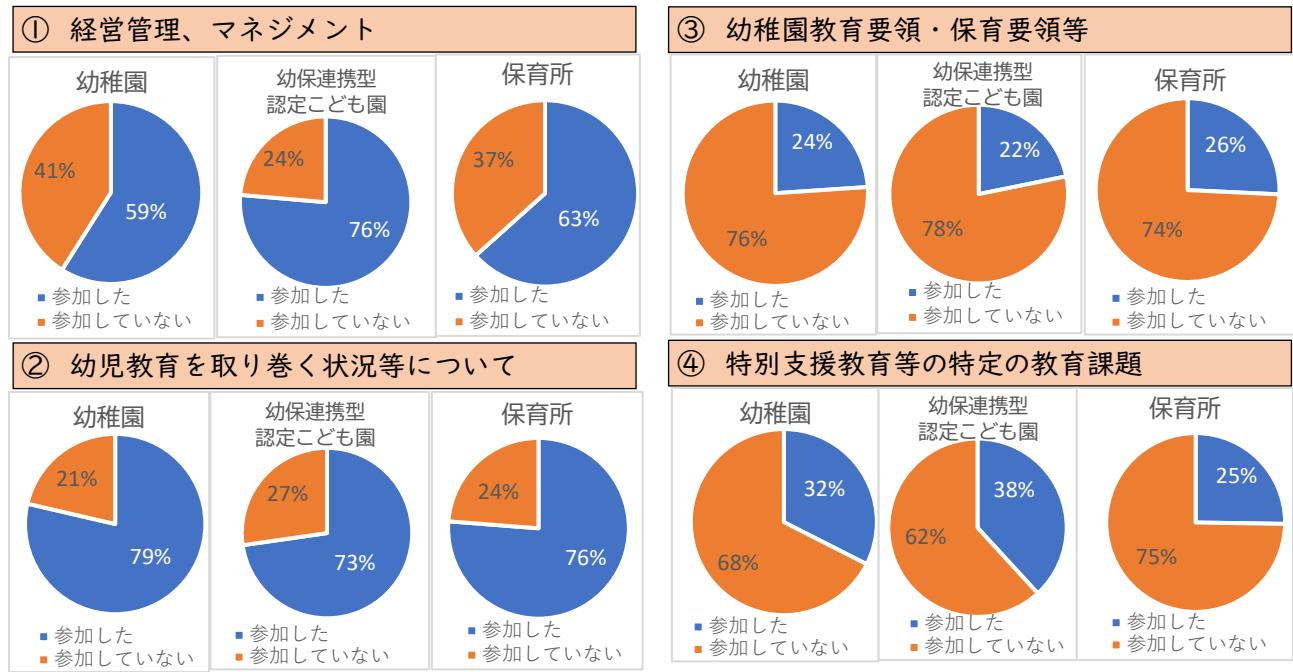
幼児教育施設の73%が、自主的な園内研修を行っています。その中の、幼稚園45%、幼保連携型認定こども園67%、保育所42%の施設では、月に1～2回以上行っていると回答しています。

県や市町村が行う研修への参加については、幼稚園65%、幼保連携型認定こども園91%、保育所83%が参加していると回答しており、特に幼保連携型認定こども園において高い割合となっています。また、60%前後の施設において関係団体等が主催する研修に参加しています。

他園の見学などについては、幼稚園50%、幼保連携型認定こども園75%、保育所61%が参加しています。前回アクションプラン改訂時より割合が高くなっています。また、幼児教育施設間での連携も進んでいます。

幼稚園でも「預かり保育」を行う施設が増え、全職員での研修が難しい施設もあります。また、常勤の担任は研修の時間が確保できても、非常勤の職員については、研修時間の確保が難しく、自主的に研修を受ける機会が少ない現状がみられます。

幼児教育施設の園長又は理事長が参加した外部研修の内容については、次のようになっています。



(令和7年度幼児教育実態調査【国・県】)

「経営管理、マネジメント」、「幼児教育を取り巻く状況等について」の研修に、多くの管理者が参加しています。

県及び県教育委員会では、右表のように、各職階・役割に応じた研修等を実施しています。

また、幼稚園等の教職員がキャリアステージに応じて身に付けることが求められる能力を明確にするために「岐阜県『教員のキャリアステージ』における資質の向上に関する指標【幼稚園等】」を作成し、幼稚園等に周知しています。(岐阜県総合教育センターホームページ上に掲載 <https://www.gifu-net.ed.jp/ggec/kyoikusihyo/>)

研修会名	受講者数		
	R4	R5	R6
幼稚園等新規採用教員研修（教育研修課）	105	97	77
中堅教諭等資質向上研修（教育研修課）	14	11	11
園長等運営管理協議会（義務教育課）	40	73	87
初任保育士研修（子育て支援課）	209	203	242
主任保育士研修（子育て支援課）	122	172	196
施設長研修（子育て支援課）	319	297	312
認可外保育施設研修（子育て支援課）	78	57	89

岐阜県『教員のキャリアステージ』における資質の向上に関する指標【幼稚園等】

清流の国ぎふ 岐阜県「教員のキャリアステージ」における資質の向上に関する指標【幼稚園等】

～目指す人間像～
「ふるさと岐阜」で育んだ自信と誇りを胸に、よりよい未来の実現に挑み続ける人

～岐阜県が求める教師像～

- ◎ 幅広い教養と高い専門性をもち、常に学び続ける教師（学び続ける向上心）
- ◎ 誰一人悲しい思いをさせない、愛情と使命感あふれる教師（高い倫理観・使命感）
- ◎ 指導方法を工夫し、児童生徒に確かな学力をつける教師（確かな専門性）

スタートライン	【基礎形成期】		【資質向上期】		【資質充実期】		【資質貢献期】	
	意欲的に保育実践や集団づくりに取り組み、教職の基礎を固める。	園の中核として実践を積み上げ、専門性を高め、推進力を発揮する。	活かせる運営企画・調整、実践し、リーダーシップを発揮する。	園の管理や同僚への指導を行い、広い視野で組織的な運営を行う。				
保育構想	幼稚園教育要領のねらいや内容、取扱い等を踏まえ、幼児一人一人への關りを明確にした指導計画を作成することができる。	小学校への円滑な接続を見通して、発達の課題を踏まえて指導計画を作成することができる。	自園の課題、幼稚園教育要領の趣旨を踏まえた指導計画を作成し、他の教員に広めていくことができる。	幼稚園教育要領の趣旨を踏まえ自園の課題の解決に努め、日常的な保育の改善に向けて研究体制を整えることができる。				
	各領域のねらい・内容を含めた総合的・一体的な保育となるよう環境の構成を行なうことができる。	各領域のねらいとその特性を理解し、幼児一人一人が健やかに成長するよう指導・援助を行うことができる。	各領域等を総合的・一体的に扱う保育のモデルを示すなど、保育実践のリーダーとして指導方法を積極的に他の教員に広めていくことができる。	自園の課題を踏まえ人格形成の基礎を培う実践について、他の教員に伝えたり、適切に助言を行ったりすることができる。				
保育実践	幼稚園教育要領における、健康、人間関係、環境、言葉、表現の各領域に関するねらい、内容、内容の取扱い等について、総合的・一体的に扱うものであることを理解する。							

令和八年度 四月版

【課題⑥】

- 園内研修・園外研修、さらには県や市町村が行う研修等、それぞれの機能を構造化し、幼児教育を取り巻く状況に応じた効果的な研修を実施できるようにすることが必要になっています。
- 教職員の過重負担とならないよう配慮し、より効果的・効率的な研修が実施できるよう研修方法や研修時間などを工夫することが求められています。
- キャリアステージ毎の研修を充実させるために、「岐阜県『教員のキャリアステージ』における資質の向上に関する指標【幼稚園等】」の効果的な活用を促すことが大切です。

基本目標2 <高める> 遊びを通した指導の充実と保育内容の評価・改善、教職員の資質及び専門性の向上

■課題④～⑥を踏まえて

取り組むべき主な施策・内容

(1) 遊びを通した指導の充実

【県・県教育委員会】

- 幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針の理解推進を図る研修会や研究協議会を毎年度開催します。幼稚園教育課程研究協議会については、公私問わず幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所の教職員の参加を働きかけ、具体的な指導の在り方についての研修・協議内容の充実を図ります。
- 森や木に触れて親しむ「ぎふ木育」の体験活動を幼児等を対象に実施します。
- 「食」とそれを支える「農」の大切さについて体験的に学ぶ食農教育を推進します。
- 運動好きな幼児を育成するプログラムを大学と連携して展開し、推進園の取組の成果を県内の幼児教育施設に普及します。
- 幼児期の特性に応じたICTを活用した遊びの実践例を提供します。

【設置者】

- 幼児教育理解・発展推進事業の「中央協議会（文部科学省）」に幼稚園教員等を派遣し実践の成果や全国の先進事例等を市町村の幼児教育施設に広めていきます。

【幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所】

- 幼児の自発的な活動としての遊びを生み出す環境構成や遊びに関わる教職員の役割の重要性を自覚し、教職員間で連絡を密にして取り組むことを大切にします。

(2) 保育内容の評価・改善のサイクルの確立

【県・県教育委員会】

- 施設の運営や保育の内容について自己評価や関係者等による評価を通じて、運営や保育内容の改善を図っている事例を収集・提供し、各園の独自性を確保しつつ、評価により幼児教育の質を高めるPDCAサイクルが確立されるよう働きかけます。

【設置者】

- 幼児教育施設における評価や関係者等による評価の方針を定め、統一的な様式、共通評価項目、スケジュール等を例示したり、小・中学校における学校評価の事例を提供

したりして、実効性の高い評価・改善の取組が進められるように努めます。

- 報告された評価結果を踏まえて、所管の園運営や保育内容が充実するよう支援します。

【幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所】

- 文部科学省「幼稚園における学校評価ガイドライン[平成23年改訂]」、厚生労働省「保育所における自己評価ガイドライン[2020年改訂版]」等を参考にして、重点目標を達成するために必要な項目・指標などを精選して設定し、全教職員による共通理解をもって取り組みます。
- 自己評価の結果の公表・説明を積極的に行うとともに、保護者や地域住民、有識者等の外部意見を取り入れて活動を見直し、家庭、地域の連携・協力による園経営に努めます。
- ICTを活用し、負担が少ない効率的な評価の方法について検討します。

(3) 研修の効果的な実施による、教職員の資質及び専門性の向上

【県・県教育委員会】

- 教育委員会と知事部局が連携し、幼児教育施設の現状やニーズに応じた研修内容となるよう外部講師を活用し内容の充実を図るとともに、オンラインによる研修を実施するなど、教職員の負担が軽減されるよう実施方法を工夫します。
- 「岐阜県『教員のキャリアステージ』における資質の向上に関する指標【幼稚園等】」等を活用した研修の事例を示すなど、初任、中堅、管理職等といった各職階・役割に応じた研修が充実するよう働きかけます。
- 幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所の関係団体が主催する研修や幼児教育施設が自主的に実施する研修に講師や指導主事等を派遣するなど、きめ細かな支援・研修体制を整備します。
- 幼稚園教諭の教職課程を有する大学と連携し、より上位の免許状を取得し専門性の向上を図る取組に協力します。
- 危機管理マニュアルの見直しや食物アレルギーを有する幼児への対応、交通安全・生活安全部制の構築に係る研修内容の充実を図ります。

【設置者】

- 幼児教育施設においてオンラインによる研修の受講や園務の改善を進めることができよう、ICT環境（パソコン、カメラ、高速ネットワーク）を整備します。
- 研修の対象者や開催時間について配慮し、研修が効率的に実施できるようにします。

【幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所】

- 教職員の研修履歴を継続的に記録し、教育委員会や研究団体等が主催する園外研修に教職員を計画的に参加させ、受講者が得た知見等を園内で共有できるようにします。
- 短時間であっても、日々の保育を振り返り、指導の改善につなげられるよう、教職員間の意見交流の場を大切にします。
- 経験の浅い教職員に対して、経験に基づき具体的な指導法について助言できる者を配置するなどサポート体制の充実を図ります。
- ICTを有効に活用し園務の改善を図り、研修時間の確保に努めます。

基本目標3 <支える> 多様な幼児への支援の充実、家庭教育・子育て支援体制の整備

⑦幼児の様々な特性を理解した支援の充実

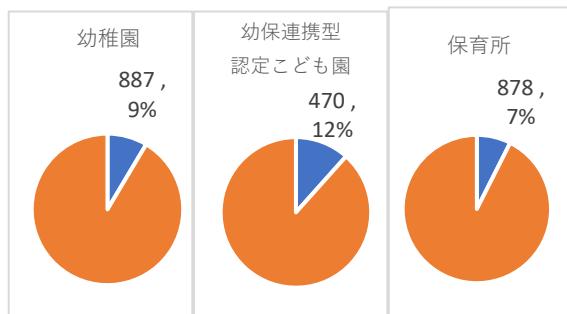
【現状⑦】

社会状況の様々な変化に伴い、家庭や地域における幼児の生活環境や生活経験が変化・多様化しており、各幼児教育施設には、様々な配慮が必要な幼児が在籍しています。

幼児の個人差は大きく、発達の段階から障がいの有無などについて判断がつかない場合がありますが、各幼児教育施設の認識として、「気になる幼児を含む障がいのある幼児等」の在籍者数は、右のように、のべ2,235人で全体の9%を占めています。

幼児教育施設の教職員からは、具体的に次のような幼児が増加しているという指摘があります。

■満3歳～5歳の園児内の「障がいのある幼児等（気になる幼児を含む）」の在籍者数
※園としての認識において回答



(令和7年度幼児教育実態調査〔国・県〕)

【教職員が増加していると感じる「気になる」幼児の姿】

- | | |
|----------------------------|-------------------------|
| ○親から離れることができない。 | ○友達といっしょに遊ばない。一人遊びが多い。 |
| ○椅子に座って話を聞くことができない。 | ○良い姿勢を保つことができず、すぐに横になる。 |
| ○すぐに怒って友達をたたいたり、けったりする。 | ○自分の物と他人の物の区別がつかない。 |
| ○おとなしすぎて、人の言われるままに動く。 | ○言葉を発しようとしてしない。 |
| ○「泣き叫ぶ」「奇声をあげる」など、パニックになる。 | ○物の片付けや身支度ができない。 |
| ○よく話すが一方的でやりとりができない。 | ○食べ物の好き嫌いが多い。 |
| ○トイレで用が足せない。 | |
- （「幼児教育施設教職員等への聞き取り」から）

また、多くの幼児教育施設で、食物アレルギー、気管支喘息やアトピー性皮膚炎等、アレルギー疾患のある幼児への対応が必要となっており、特に、食物アレルギーとアナフィラキシーについては、誤食等の事故などにより生命が危険にさらされるおそれがあるため、常に適切な対応が求められています。

さらに、近年、医療技術の進歩に伴い、日常生活の上で医療的ケアを必要としている幼児数は増加しており、医療的ケア児への保育の充実を図るために、幼児教育施設における円滑な受入れと、様々な配慮が求められています。

【課題⑦】

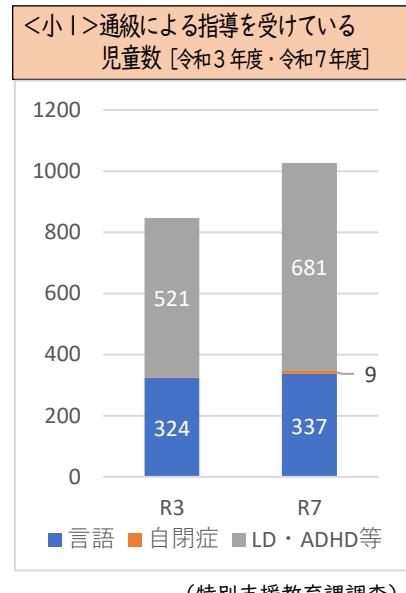
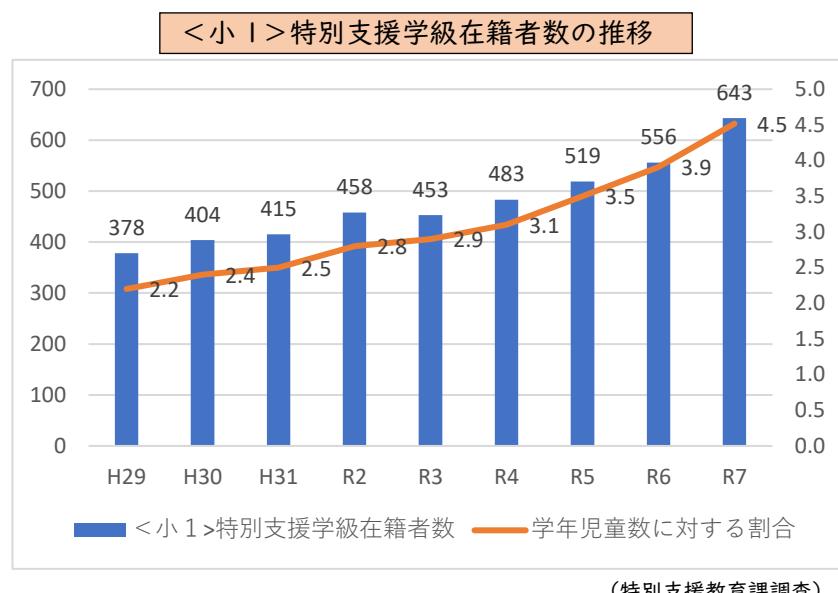
- 教職員が、気になる行動をとる幼児の対応に苦慮することが多く、幼児の特性に応じた適切な関わり方について、具体的な事例等を基に理解をすることが必要になっています。
- 食物アレルギー等、アレルギー疾患を有する幼児の保育については、保護者と連携し適切な対応を行うことが必要で、全職員が研修により、個別の知識や技術（例えば、エピペンを全職員が取り扱えるようにする）を高めることが重要となっています。
- 医療的ケアを必要とする幼児等、個別な配慮を必要とする幼児を受け入れる際の手順や支援体制を整えることが求められています。

基本目標3 <支える> 多様な幼児への支援の充実、家庭教育・子育て支援体制の整備

⑧障がいのある幼児への切れ目のない支援の充実

【現状⑧】

小学校第1学年において、特別支援学級に在籍する児童数は年々増加しており、令和7年度は643人で、第1学年の全児童数に対する割合は4.5%になっています。また、通常の学級に在籍しながら通級による指導を受けている児童数も増加しています。



障がいのある幼児への指導に当たっては、幼児の的確な実態把握や関係機関等と連携した支援が重要で、幼稚園教育要領等に次のように示されています。

<幼稚園教育要領>

第1章 第5 特別な配慮を必要とする幼児への指導

1 障害のある幼児などへの指導
障害のある幼児などへの指導に当たっては、集団の中で生活することを通して全体的な発達を促していくことに配慮し、特別支援学校などの助言又は援助を活用しつつ、個々の幼児の障害の状態などに応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。また、家庭、地域及び医療や福祉、保健等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で幼児への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成し活用することに努めるとともに、個々の幼児の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用することに努めるものとする。

<保育所保育指針>

第1章 3 保育の計画及び評価

(2) 指導計画の作成

キ 障害のある子どもの保育については、一人一人の子どもの発達過程や障害の状態を把握し、適切な環境の下で、障害のある子どもが他の子どもとの生活を通して共に成長できるよう、指導計画の中に位置付けること。また、子どもの状況に応じた保育を実施する観点から、家庭や関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成するなど適切な対応を図ること。

<幼保連携型認定こども園教育・保育要領>

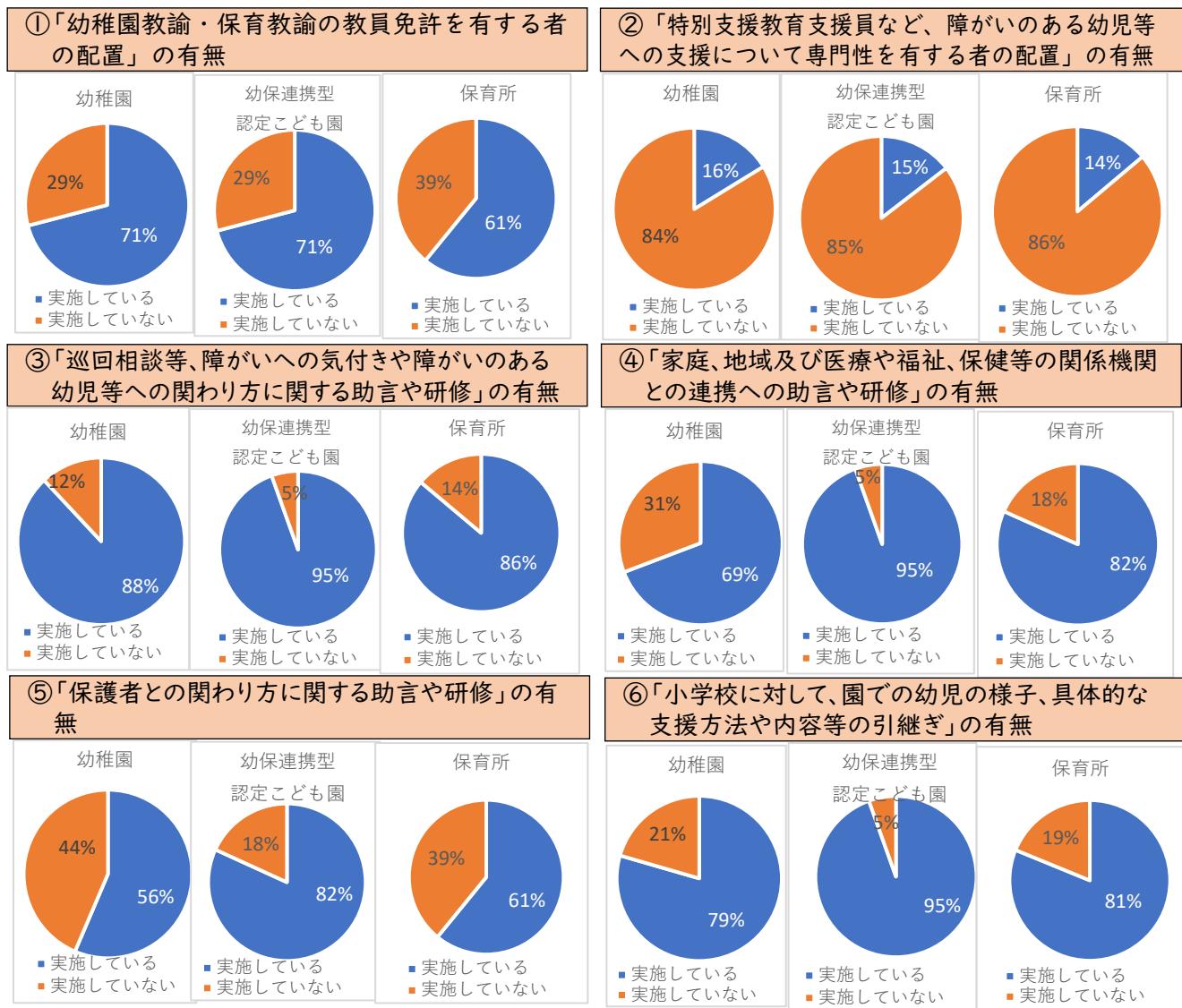
第1章 第2 3 特別な配慮を必要とする園児への指導

(1) 障害のある園児などへの指導

※「幼稚園教育要領」及び「保育所保育指針」で示された内容と同様の内容を記載

園長等運営管理協議会に参加された幼児教育施設の87%において、「個別の教育・保育支援計画」が作成されていました。

そのほか、障がいのある幼児等（障がいの可能性が考えられる幼児を含む）への指導や保護者との連携に当たって、実施している支援についての実施状況は、以下のようになっています。



（令和7年度幼児教育実態調査〔国・県〕）

巡回相談等、障がいへの気付きや障がいのある幼児等への関わり方に関する助言や研修については、幼稚園88%、幼保連携型認定こども園95%、保育所86%の施設で実施されています。また、小学校に対して、園での幼児の様子、具体的な支援方法や内容等の引継ぎについては、幼稚園79%、幼保連携型認定こども園95%、保育所81%の施設で実施されています。家庭、地域及び医療や福祉、保健等の関係機関との連携への助言や研修を行う幼児教育施設も多くあります。しかしながら、特別支援教育支援員など、障がいのある幼児等への支援について専門性を有する者の配置については、実施されている幼児教育施設は多くないのが現状です。

なお、幼児教育施設における特別支援教育の体制整備について、幼稚園教育要領・解説等には、次のように示されています。

<幼稚園教育要領 解説>

第1章 第5節 特別な配慮を必要とする幼児への指導

1 (1) 障害のある幼児などへの指導

<抜粋>

- ・園長は、特別支援教育実施の責任者として、園内委員会を設置して、特別支援教育コーディネーターを指名し、園務分掌に明確に位置付けるなど、園全体の特別支援教育の体制を充実させ、効果的な幼稚園運営に努める必要がある。その際、各幼稚園において、幼児の障害の状態等に応じた指導を充実させるためには、特別支援学校等に対し専門的な助言又は援助を要請するなどして、計画的、組織的に取り組むことが重要である。

<保育所保育指針 解説>

第1章 3 (2) 指導計画の作成

<抜粋>

【保育所における障害のある子どもの理解と保育の展開】

- ・子どもとの関わりにおいては、個に応じた関わりと集団中の一員としての関わりの両面を大事にしながら、職員相互の連携の下、組織的かつ計画的に保育を展開するよう留意する。

【地域や関係機関との連携】

- ・障害のある子どもの保育に当たっては、専門的な知識や経験を有する地域の児童発達支援センター・児童発達支援事業所・児童発達支援を行う医療機関などの関係機関と連携し、互いの専門性を生かしながら、子どもの発達に資するよう取り組んでいくことが必要である。

<幼保連携型認定こども園教育・保育要領 解説>

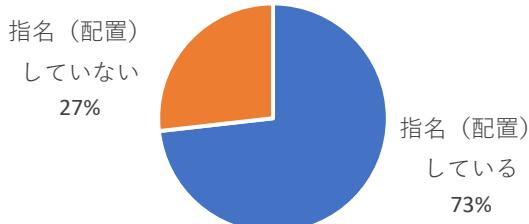
第1章 第2節 3 特別な配慮を必要とする園児への指導

(1) ①障害のある園児などへの指導

※「幼稚園教育要領」で示された内容と同様の内容を記載

特別支援教育コーディネーター※の指名（配置）と特別支援教育・保育の内容を検討する園内委員会の設置状況は、次のとおりです。

■特別支援教育コーディネーターの指名（配置）の有無



■園内委員会の設置の有無



（令和7年度園長等運営管理協議会参加者アンケート〔県〕）

※ 特別支援教育コーディネーター

園内の関係者や外部の関係機関との連絡調整役、保護者に対する相談窓口、担任等への支援、園内委員会の運営や推進役といった役割を担う者

【課題⑧】

- 「個別の教育・保育支援計画」や「個別の指導計画」の作成及び、保護者の同意を得て必要な情報を小学校に提供する等、切れ目のない支援が実施されるよう関係者の連携強化が必要となっています。
- 特別支援教育コーディネーターの配置や園内委員会の設置等、幼児教育施設の規模等に応じ組織的で実効性のある体制を整備するとともに、特別支援教育コーディネーターの専門性の向上を図る研修や教職員の特別支援教育についての理解を深める研修の一層の充実が求められています。
- 特別支援学校や、家庭、地域及び医療や福祉、保健等の業務を担う関係機関と連携し、特別な配慮を必要とする幼児を支えるネットワークを強化することが重要になっています。

基本目標3 <支える> 多様な幼児への支援の充実、家庭教育・子育て支援体制の整備

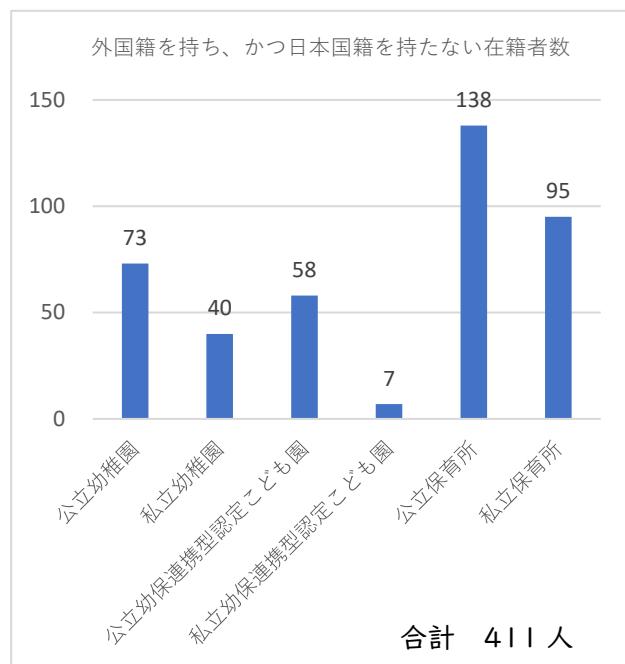
⑨外国人幼児やその保護者への支援の充実

【現状⑨】

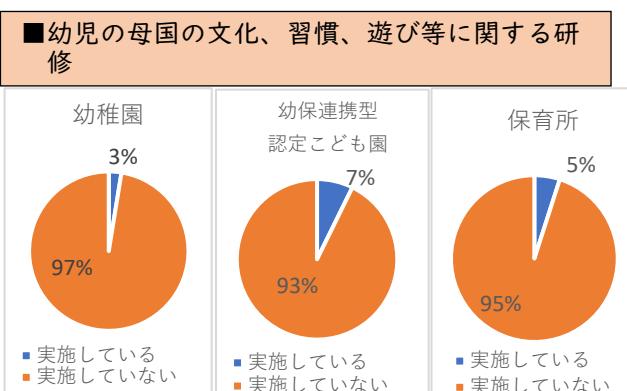
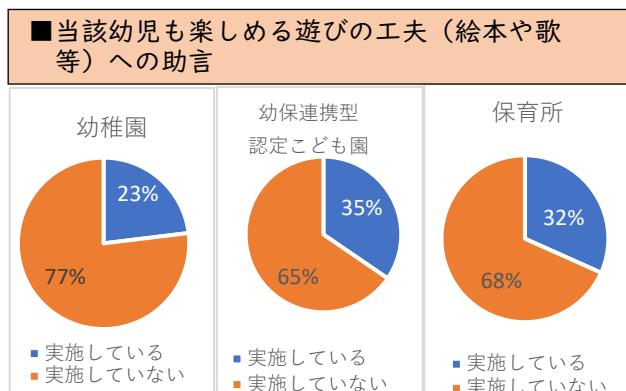
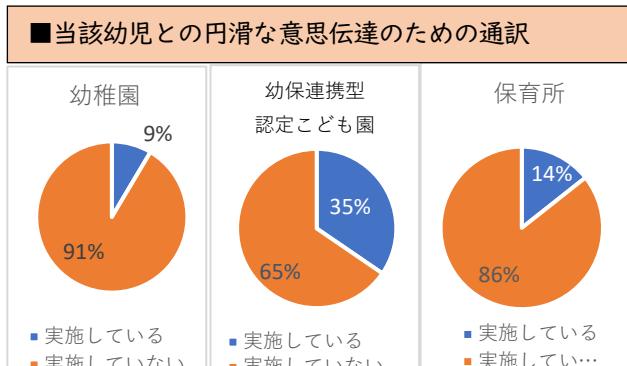
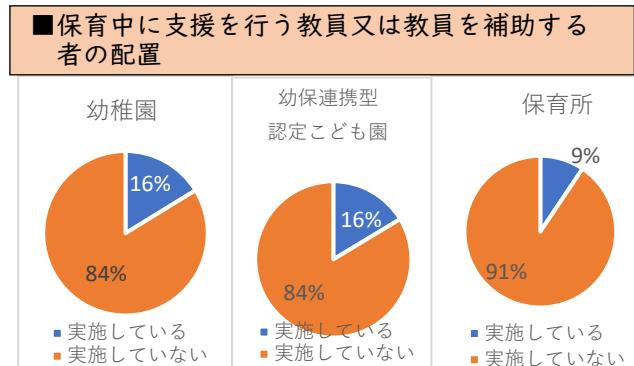
県内の幼児教育施設に在籍する満3歳～5歳児のうち、外国籍を持ち、かつ、日本国籍を持たない在籍者数は、右のようになっています。

また、外国人幼児の保護者の母語は、中国語、ポルトガル語、フィリピン語、ベトナム語、英語の順に多くなっています。日本語で会話したり、文書でやりとりをしたりすることが難しい保護者もいます。

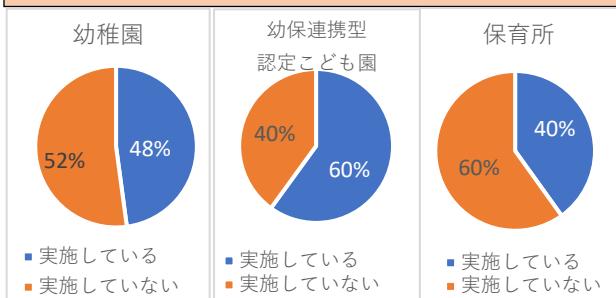
言語や文化的背景等の違いにより支援を要する幼児への指導や、その保護者との連携に当たって、実施している支援については、以下のようになっています。



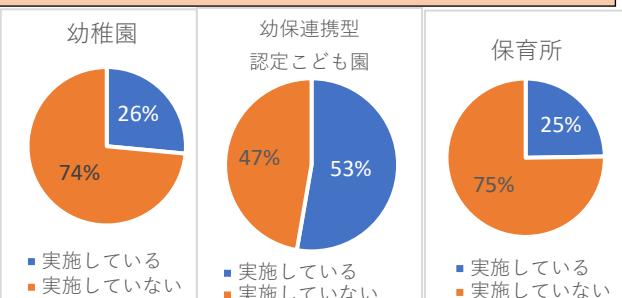
(令和7年度幼児教育実態調査〔県〕)



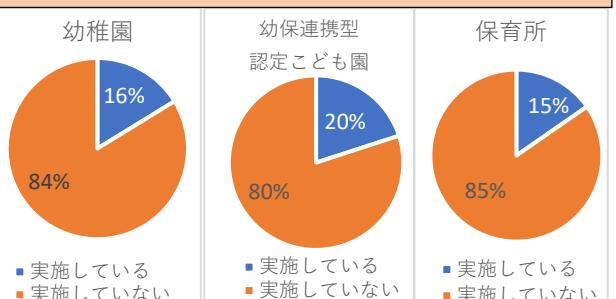
■小学校に対して、園での幼児の様子、具体的な支援方法や内容等の引継ぎ



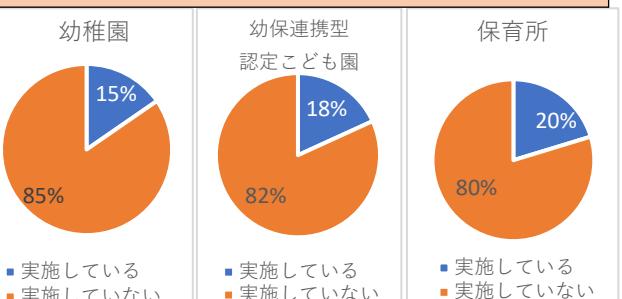
■保護者会等の園行事や園だより等における翻訳（文書）



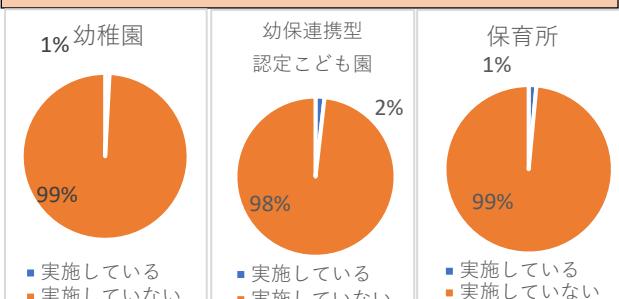
■保護者会等の園行事や園だより等における通訳（音声）



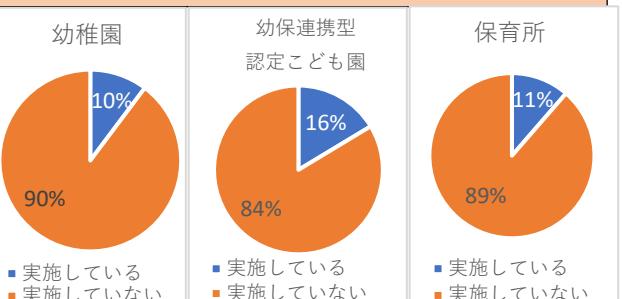
■保護者に日本の幼稚園の生活や教育に関して分かりやすく説明できる資料等



■保護者の母国の文化、習慣、宗教等に関する研修



■保護者から日本での生活等に関して相談を受けた場合の連携窓口



(令和7年度幼児教育実態調査〔県〕)

外国人幼児が在籍している幼稚教育施設において、幼稚園48%、幼保連携型認定こども園60%、保育所40%が、小学校に対して、園での幼児の様子や、具体的な支援方法や内容について引継ぎを行っています。また、保護者との連携に当たって、保護者会等の園行事や園だより等を翻訳し、保護者にも情報が伝わるような支援を行っている幼稚教育施設もあります。

【課題⑨】

- 日本語での会話が難しい幼児や保護者への対応については、幼稚教育施設のニーズに応じた支援の充実を図ることが必要になっています。
- 外国人幼児が遊びや生活を通して、日本語に親しむことができる保育の在り方や保護者との連携を図る際の留意点を明らかにして、外国人幼児が就園した際に速やかに適切な支援を行うことができるようにしておくことが大切です。
- 外国人幼児の母語が多言語にわたってきていることから、小学校入学時に学校生活に円滑に適応できるよう、多言語での就学ガイダンスや就学相談等の取組を充実させることが必要になっています。

基本目標3 <支える> 多様な幼児への支援の充実、家庭教育・子育て支援体制の整備

⑩家庭教育・子育て支援の充実、関係機関等と連携した地域における幼児教育の支援体制の構築

【現状⑩】

子育て支援について、幼稚園教育要領等には、次のように示されています。

<幼稚園教育要領>

第3章 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項

2 幼稚園の運営に当たっては、子育ての支援のために保護者や地域の人々に機能や施設を開放して、園内体制の整備や関係機関との連携及び協力に配慮しつつ、幼児期の教育に関する相談に応じたり、情報を提供したり、幼児と保護者との登園を受け入れたり、保護者同士の交流の機会を提供したりするなど、幼稚園と家庭が一体となって幼児と関わる取組を進め、地域における幼児期の教育のセンターとしての役割を果たすよう努めるものとする。その際、心理や保健の専門家、地域の子育て経験者等と連携・協働しながら取り組むよう配慮するものとする。

<保育所保育指針>

第4章 子育て支援

保育所における保護者に対する子育て支援は、全ての子どもの健やかな育ちを実現することができるよう、第1章及び第2章等の関連する事項を踏まえ、子どもの育ちを家庭と連携して支援していくとともに、保護者及び地域が有する子育てを自ら実践する力の向上に資するよう、次の事項に留意するものとする。(※以下、項目のみ記載)

1 保育所における子育て支援に関する基本的事項

- (1) 保育所の特性を生かした子育て支援
- (2) 子育て支援に関して留意すべき事項

2 保育所を利用している保護者に対する子育て支援

- (1) 保護者との相互理解
- (2) 保護者の状況に配慮した個別の支援
- (3) 不適切な養育等が疑われる家庭への支援

3 地域の保護者等に対する子育て支援

- (1) 地域に開かれた子育て支援

<幼保連携型認定こども園教育・保育要領>

第4章 子育て支援

幼保連携型認定こども園における保護者に対する子育て支援は、子どもの利益を最優先して行うものとし、第1章及び第2章等の関連する事項を踏まえ、子どもの育ちを家庭と連携して支援していくとともに、保護者及び地域が有する子育てを自ら実践する力の向上に資するよう、次の事項に留意するものとする。(※以下、項目のみ記載)

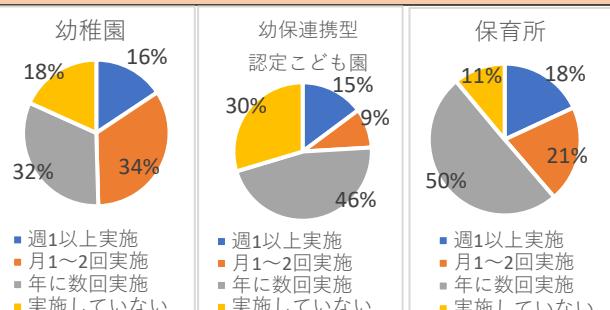
第1 子育て支援全般に関する事項 (1~4)

第2 幼保連携型認定こども園の園児の保護者に対する子育ての支援 (1~9)

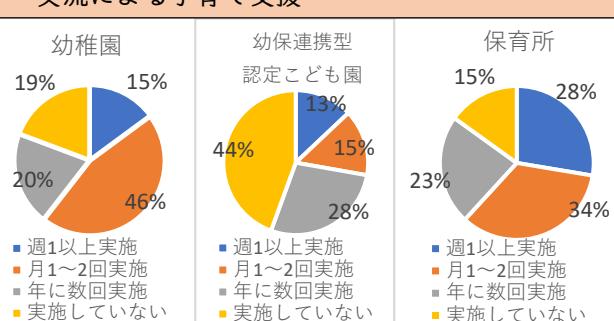
第3 地域における子育て家庭の保護者等に対する支援 (1~3)

県内幼児教育施設の子育て支援状況は、次のようにになっています。

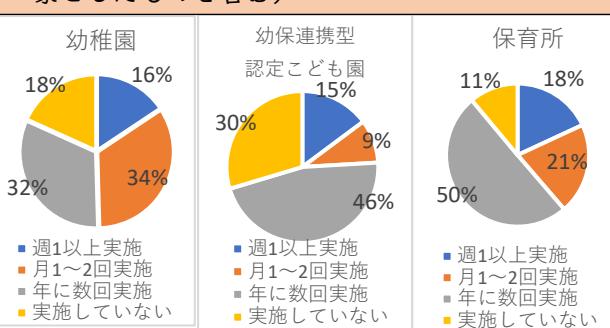
■対象を保護者全般とした交流、子育て相談、情報提供などの子育て支援



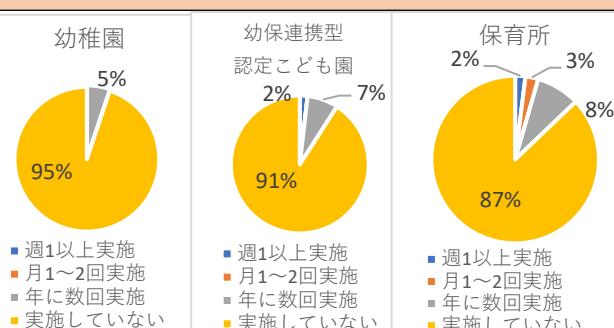
■園庭開放など、対象を保護者に限定しない地域交流による子育て支援

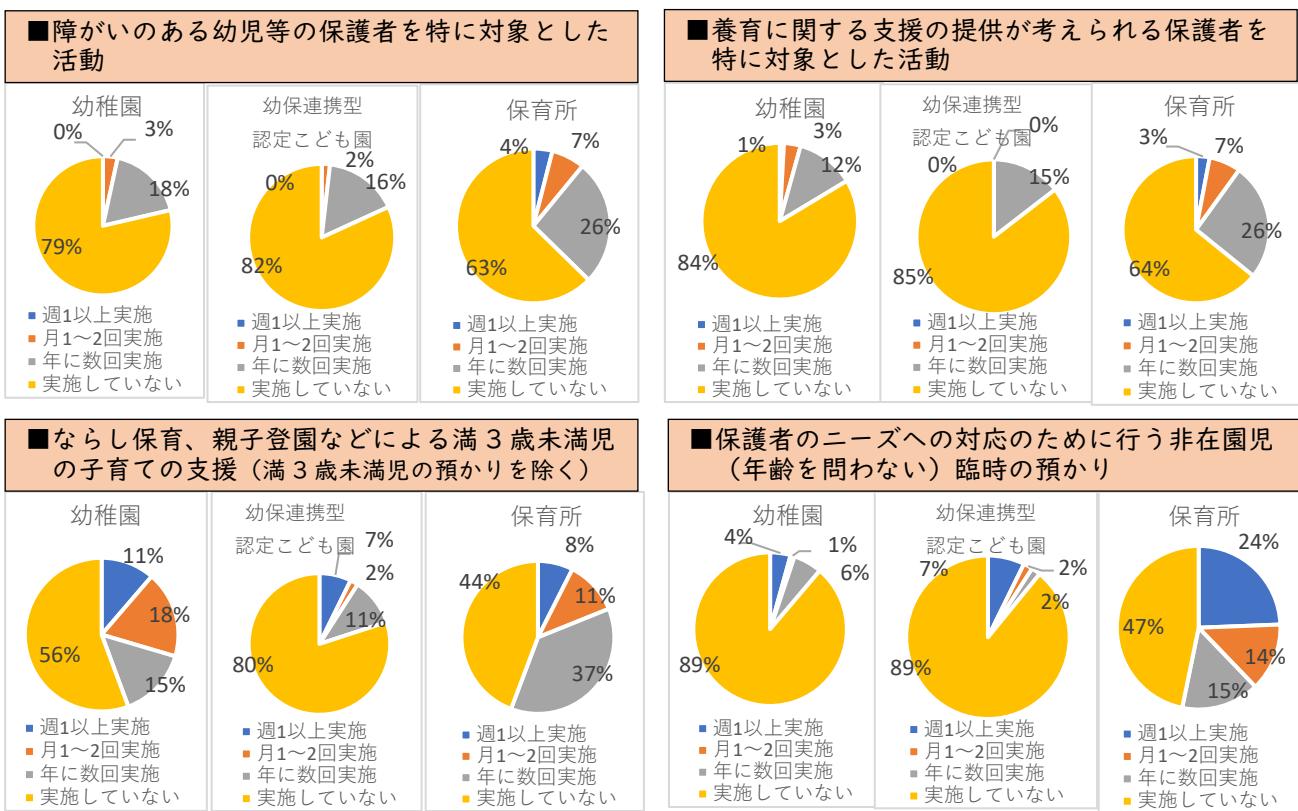


■父親の育児参加に重点を置いた活動（母親を対象としたものを含む）



■言語や文化的背景等の違いにより支援を要する家庭を特に対象とした活動





(令和7年度幼児教育実態調査〔国・県〕)

保護者全般を対象とした子育て支援は、幼稚園82%、幼保連携型認定こども園70%、保育所89%と多くの幼児教育施設において実施されています。また、園庭開放など、対象を保護者に限定しない地域交流による子育て支援についても、幼稚園81%、幼保連携型認定こども園56%、保育所85%と多くの幼児教育施設において実施されています。

父親の育児参加に重点を置いた活動（母親を対象としたものを含む）の実施率も高くなっています。幼稚園82%、幼保連携型認定こども園70%、保育所89%となっています。

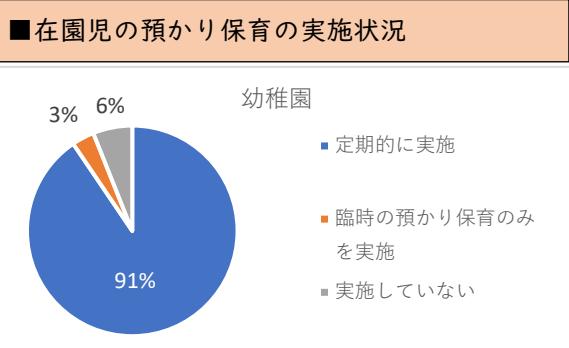
言語や文化的背景等の違いにより支援を要する家庭を特に対象とした活動の必要性は地域の状況によって異なりますが、当該活動の実施率は10%程度にとどまっています。

障がいのある幼児等の保護者を特に対象とした活動の実施率は、保育所で高く37%となっています。

養育に関する支援の提供が考えられる保護者を特に対象とした活動の実施率も、保育所で高く36%となっています。

ならし保育、親子登園など満3歳未満児の子育て支援の実施率は、幼稚園44%、幼保連携型認定こども園20%、保育所56%となっており、保育所において高い割合となっています。

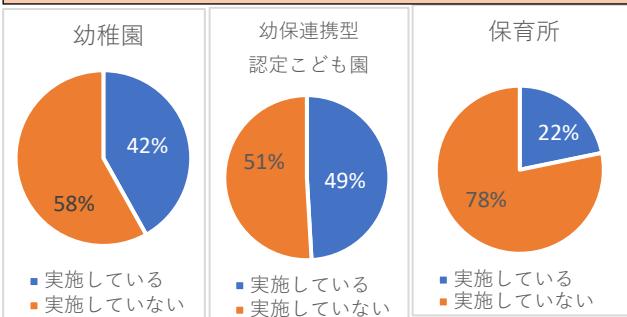
幼稚園における在園児の預かり保育の実施状況については、定期的に実施されている園が91%と高い割合となっています。特に、夏季休業期間における実施率が高くなっています。



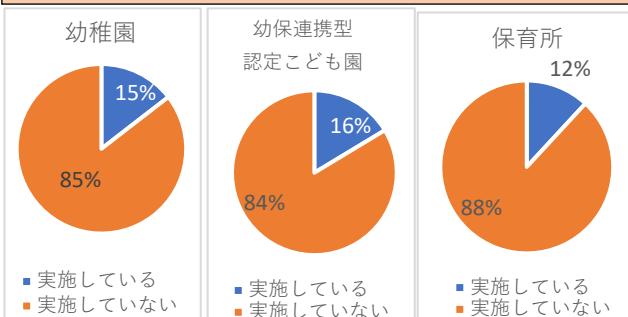
(令和7年度幼児教育実態調査〔国・県〕)

県内幼児教育施設において、経済的な支援や児童虐待防止に向けた支援等が必要と考えられる家庭の支援に当たって、実施されている支援の状況は、次のようになっています。

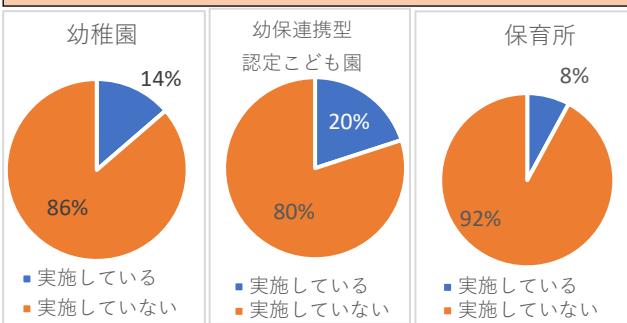
■カウンセラーの巡回相談等、保護者の悩みなどに気付き、相談に応じることができる体制整備



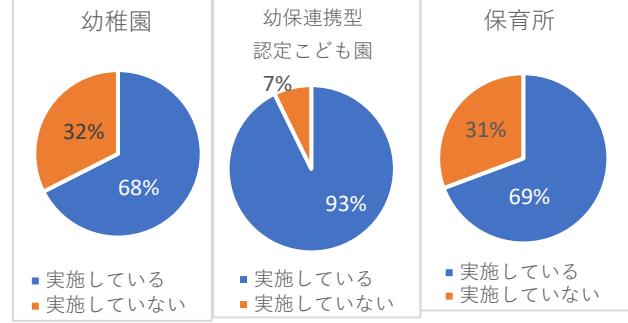
■ソーシャルワーカーの巡回相談等、児児とその保護者が置かれている生活環境に関して福祉的な視点から相談に応じることができる体制



■経済的な支援等が必要と考えられる家庭の児児との関わり方や家庭との連携に関する教師への助言や研修



■福祉部局をはじめとする関連機関との連携



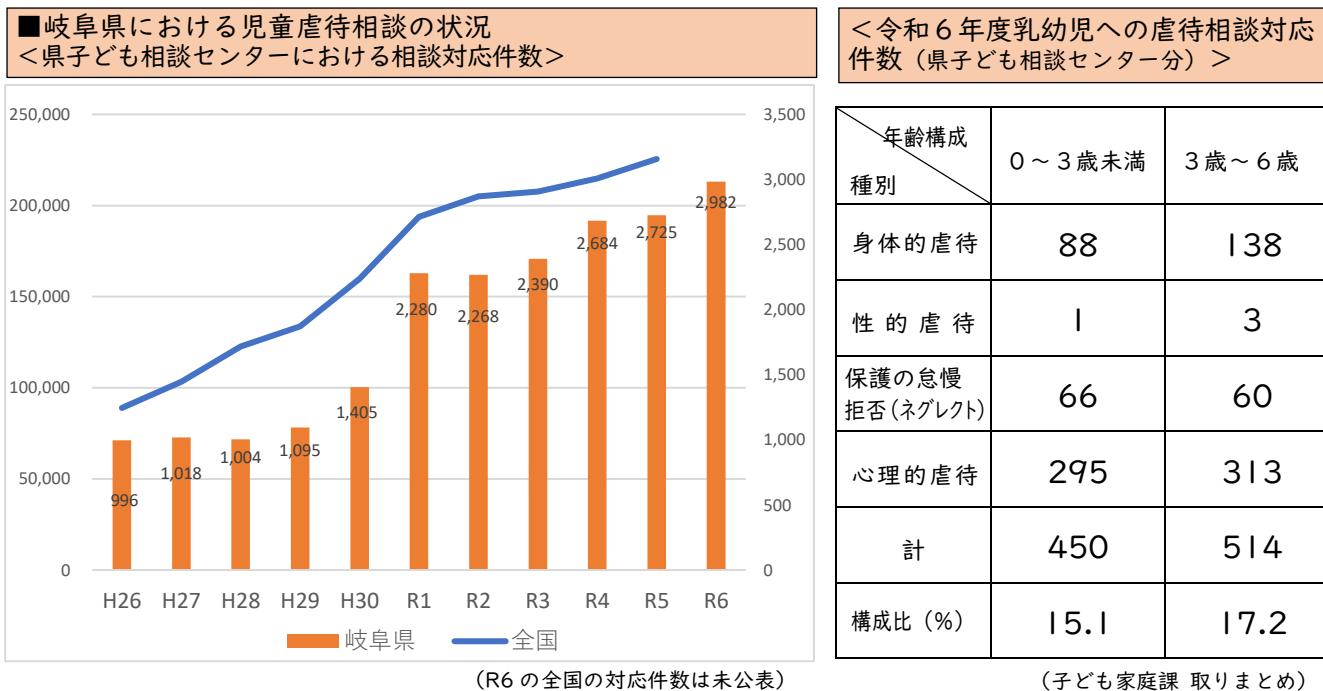
(令和7年度幼児教育実態調査〔国・県〕)

カウンセラーの巡回相談等、保護者の悩みなどに気付き、相談に応じることができるべき体制整備については、幼稚園42%、幼保連携型認定こども園49%、保育所22%の幼児教育施設において実施されています。

ソーシャルワーカーの巡回相談等、児児とその保護者が置かれている生活環境に関して福祉的な視点から相談に応じることができるべき体制づくりや、経済的な支援等が必要と考えられる家庭の児児との関わり方や家庭との連携に関する教師への助言や研修については、実施されている幼児教育施設は20%以下となっています。

福祉部局をはじめとする関連機関との連携については、幼稚園68%、幼保連携型認定こども園93%、保育所69%の幼児教育施設において実施されています。

児童虐待については、幼児教育施設や学校、市町村等の関係機関が早期の情報共有に努め、子どもの安全確保を最優先にした対応を進めておりますが、近年、児童虐待相談対応件数は、全国的な傾向と同様に本県においても増加傾向にあります。児童虐待防止や経済的な支援等が必要な家庭への支援については、保護者の相談に応じることができるべき体制整備や、相談を受けた場合の連携窓口に係る取組の充実が求められています。



【課題⑩】

- 各幼児教育施設において、保護者と教職員が共に活動したり、保護者の思いを受け止める相談を日常的に実施したりするなど、保護者を対象とした子育て支援の内容や方法を工夫改善していくことが必要となっています。また、保護者の仕事と子育ての両立を支援するため、保護者の状況に配慮した家庭教育への支援活動を実施することが大切になっています。
- 保護者全般を対象とした子育て支援に加えて、障がいのある幼児や外国人幼児の家庭を対象とした活動、父親の育児参加に重点を置いた活動等、多様化する子育ての課題に対応した支援活動についても検討していくことが大切になっています。
- 子育て支援活動を実施する際には、人材の確保や研修等の時間の確保など様々な課題があります。幼児教育施設全体の教職員間の協力体制を整えるとともに、他の幼児教育施設や小学校、教育・児童福祉機関、子育て支援に取り組んでいるNPO法人やボランティア団体、地域の子育て経験者等の協力を得て活動を展開できるような体制の整備が必要となっています。
- 社会情勢を受け、児童虐待が深刻化することや経済的な困窮家庭が増加することが懸念されています。保護者の養育が不適切である場合や、主にきょうだいに世話をされているなど家庭での育ちの状況が気になる子どもがいた場合は、幼児教育施設のみで抱え込むことなく、市町村の相談窓口や県子ども相談センター等の関係機関と連携して対応することが重要です。また、県内全市町村に設置されている「要保護児童対策地域協議会」等との連携体制を強化し、虐待を受けている乳幼児をはじめとする支援対象の子どもの早期発見や早期対応が適切に進められるようにする必要があります。

基本目標3 <支える> 多様な幼児への支援の充実、家庭教育・子育て支援体制の整備

■課題⑦～⑩を踏まえて

取り組むべき主な施策・内容

(1) 幼児の様々な特性を理解した支援の充実

【県・県教育委員会】

- 幼児教育施設において実際の保育の様子を参観して行う研修や、幼稚園教育課程研究協議会等において、具体的な幼児の姿や保育を通して、気になる幼児の特性を踏まえた環境設定や関わり方について学ぶことができるようになります。
- 食物アレルギーや医療的ケア児等に適切に対応するための情報を積極的に提供します。

【設置者】

- 幼児教育施設が、幼児の特性に応じて、医療や療育、健康・福祉等の関係機関と円滑に連携できるようにし、配慮が必要な幼児を早期の支援につなぐ方策を示します。
- 医療的ケアを必要とする幼児等の支援の方針と受入れ体制を整備します。

【幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所、小学校】

- 日々の保育の中での幼児の様々な行動をよく観察し、教職員同士で行動の背景や原因を推測し、幼児の特性の理解に努め、その子に合わせた支援の在り方を検討します。
- 保護者の不安や困り感を共感的に受け止め、情報を共有しながら、幼児教育施設と家庭とが協力して、幼児の特性に応じた一貫性のある支援を積み重ねます。

(2) 障がいのある幼児への切れ目のない支援の充実

【県・県教育委員会】

- 特別支援学校のセンター的機能の強化にかかりわり、各地域において特別支援教育ネットワークを構築し、就学前から高等学校卒業まで一貫した支援を実施します。そのために、特別支援学校が地域の園や学校の要請に応じて相談や訪問支援を行うほか、支援者向けに公開講座を実施します。また、ホームページや地域支援センター通信による情報発信、訪問支援や公開講座へのオンライン活用など、特別支援学校のセンター的機能を一層強化します。
- 特別支援教育に関する研修の充実にかかりわり、特別支援教育コーディネーター研修をはじめ、教職員の専門性向上を図る研修を充実します。教職員が自己課題に応じて内容を選択できる仕組みを整えるとともに、受講しやすいようオンライン開催を継続するなど、実施方法を工夫します。

【設置者】

- 教育委員会と保健・福祉部局との連携を強化し、障がいのある幼児等の早期発見・早期支援に努め、一人一人の状況に応じた適切な就学指導を実施します。

【幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所、小学校】

- 「個別の教育・保育支援計画」等を基に、就学前から幼児教育施設と小学校との間で情報共有を図るなど、円滑な就学につながるようにします。また、小学校に入学後も、必要に応じて、幼児教育施設と連携してきめ細かい支援を継続します。

(3) 外国人幼児とその保護者への支援の充実

【県・県教育委員会】

- 外国人児童生徒教育連絡協議会において、各市町村の外国人幼児の状況を把握し、実態に応じて就学案内の内容・方法の例示を行うなど、必要な情報の提供に努めます。
- 幼児期から「個別の指導計画」等の活用による継続的な支援により、小学校への円滑な接続が図られているモデルとなる事例を開発し普及します。

【設置者】

- 小学校入学相当年齢の外国人児童の保護者全員に就学案内を行い、手続きの仕方を支援して、未就学の子どもがなくなるようにします。また、就園・就学に関する情報をホームページに多言語で掲載するなど、アクセスの向上を図ります。
- 幼児教育施設の課題を把握し、幼児やその保護者の状況に応じて、通訳者の派遣や連絡文書の翻訳、多言語翻訳システムといったＩＣＴを活用した支援を進めます。

【幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所】

- 外国人幼児に対して、我が国の社会とは異なる言語や生活習慣、行動様式に慣れ親しんでいることを十分理解した上で、遊びや生活を通して、自然に日本語や日本の生活習慣に親しんでいくことができるようになります。
- 異なる習慣や行動様式をもった幼児と関わり合い、認め合う保育を進め、一人一人がかけがえのない存在であることに気付くことができるようになります。

(4) 多様なニーズに応じた家庭教育支援の推進

【県・県教育委員会】

- 「家庭教育学級運営マニュアル」や乳幼児対象の「家庭教育プログラム」等の活用、家庭教育学級リーダー研修会の内容の工夫により、家庭教育学級におけるＩＣＴの活用や地域人材との連携、現代的課題への対応等、多様な方法・内容を紹介し、保護者の悩みや不安に応じた実効性のある家庭教育学級の開催を支援します。
- 「話そう！語ろう！わが家の約束」運動など、「家庭教育を実践する日」の取組により、保護者が子育てに対する意欲や自信を高め、親子のふれあいやコミュニケーションが一層深まるよう、多様な好事例を様々な機会を捉えて発信します。
- 幼児教育施設等で行われる家庭教育学級の参加が難しい保護者に対して、都合のよいときに学ぶことができる学習教材のオンデマンド配信など、ＩＣＴを活用した学びを提供していきます。また、市町村の福祉・保健部局と連携しながら、乳幼児健康診査などの保護者が集まる場に出向き、情報提供するアウトリー型支援を推進していきます。

【設置者】

- 保護者等を対象とした家庭教育に関する研修会の開催や子育ての悩みを気軽に相談できる機会の提供など、支援体制の構築に努めます。
- 幼児教育施設における家庭教育学級の実施状況を捉え、その内容が向上するように支援します。

【幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所】

- 保護者の子育てへの不安や孤立感を軽減するため、送迎時における対話や連絡帳の活用、保護者が保育に参加する場の設定など、保護者との日常的なコミュニケーションを大切にします。
- 子どもに発達上の課題が見られる場合などは、市町村や関係機関と連携して、保護者を含む家庭への個別の支援の充実に努めます。

(5) 関係機関との連携及び地域の子育て支援ネットワークの強化

【県・県教育委員会】

- 地域全体で子どもたちの学びや成長を支える、地域の子育て経験者、民生委員、保健師、臨床心理士等、多様な人材で構成された「家庭教育支援チーム」の体制整備を支援します。また、各組織・団体の連携を図り、家庭状況に配慮したきめ細かな対応をするために、市町村における「家庭教育支援員」の配置を推進するとともに、家庭教育支援者の資質向上に努めます。
- 子育て活動に理解と熱意のある多様な世代に研修を実施し、子育て支援員として地域の子育てを支援する人材の確保に努めるとともに、地域の子育て支援従事者等への研修により、スキルアップを図り、地域における子育て支援機能を高めます。
- 市町村の「要保護児童対策地域協議会」等を通して、幼児教育施設・学校、教育委員会、警察、県子ども相談センター等の連携を強化し、地域における子どもの見守りを充実させます。

【設置者】

- 幼児教育施設による子育て支援活動の実施上の課題を踏まえて、幼児教育施設間や小学校、教育・児童福祉機関、子育て支援に取り組んでいるNPO法人やボランティア団体、地域の子育て経験者等の協力体制を整備します。

【幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所】

- 地域の自然に触れる活動や働く人、高齢者等幅広い世代との交流、地域に伝わる文化や伝統に触れる活動など、地域資源を活用した豊かな体験活動を実施します。
- 幼児や子育て家庭を巡る諸問題の発生を予防又は早期に察知して、虐待防止等必要な対応を迅速に進めるとともに、「要保護児童対策地域協議会」や関係機関等との連携を図ります。

第5章 アクションプランの推進にあたって

- 本プランで示した、基本目標に即した「取り組むべき主な施策・内容」を知事部局と教育委員会の関係各課が連携して推進します。
- 県内の幼児教育施設や小学校、各市町村等にプラン（冊子）を配布するとともに、幼児教育に係る各種研修会や園長会等、様々な場を活用して積極的に周知・啓発を行います。また、県のホームページにプランを掲載し、幼児教育関係者や保護者等に広く周知します。
- プランの進行管理については、外部有識者からなる「岐阜県幼児教育推進会議」において進捗状況を報告し、会議の意見を踏まえて幅広い観点から評価し、その結果を次年度以降の新たな取組に反映させます。また、概ね2年ごとに実施される国の「幼児教育実態調査」の結果や、国の動向（「幼保小の架け橋プログラム」の促進等）を踏まえ、課題の改善状況を見極め、必要に応じてプランの改訂を行います。
- さらなる幼児教育の質の向上を推進するための「岐阜県幼児教育センター（仮称）」の開設を目指し、令和8年度より検討を始めます。

<周知・啓発>

- ・各種研修会（幼児教育指導力向上講座、幼保小連携講座、保育士研修事業、新規採用教員・初任保育士研修、中堅教諭・主任保育士研修 等）
- ・幼稚園教育課程研究協議会（小学校の教育課程研究協議会を含む）
- ・園長等運営管理協議会
- ・関係団体による協議会（岐阜県幼稚園教育研究協議会 等）

<実践状況の把握>

- ・幼児教育施設訪問（園内研修に係る訪問、幼児教育施設の公表会への参加 等）
- ・各種研修会における実践報告
- ・幼児教育実態調査（国及び県独自調査）

<評価・改善>

【岐阜県幼児教育推進会議】

- ・原則年2回開催
- ・有識者、公立・私立幼稚園、公立・私立幼保連携型認定こども園、公立・私立保育所、小学校、保護者、民間子育て支援団体、市町村の担当部局等の代表者で構成



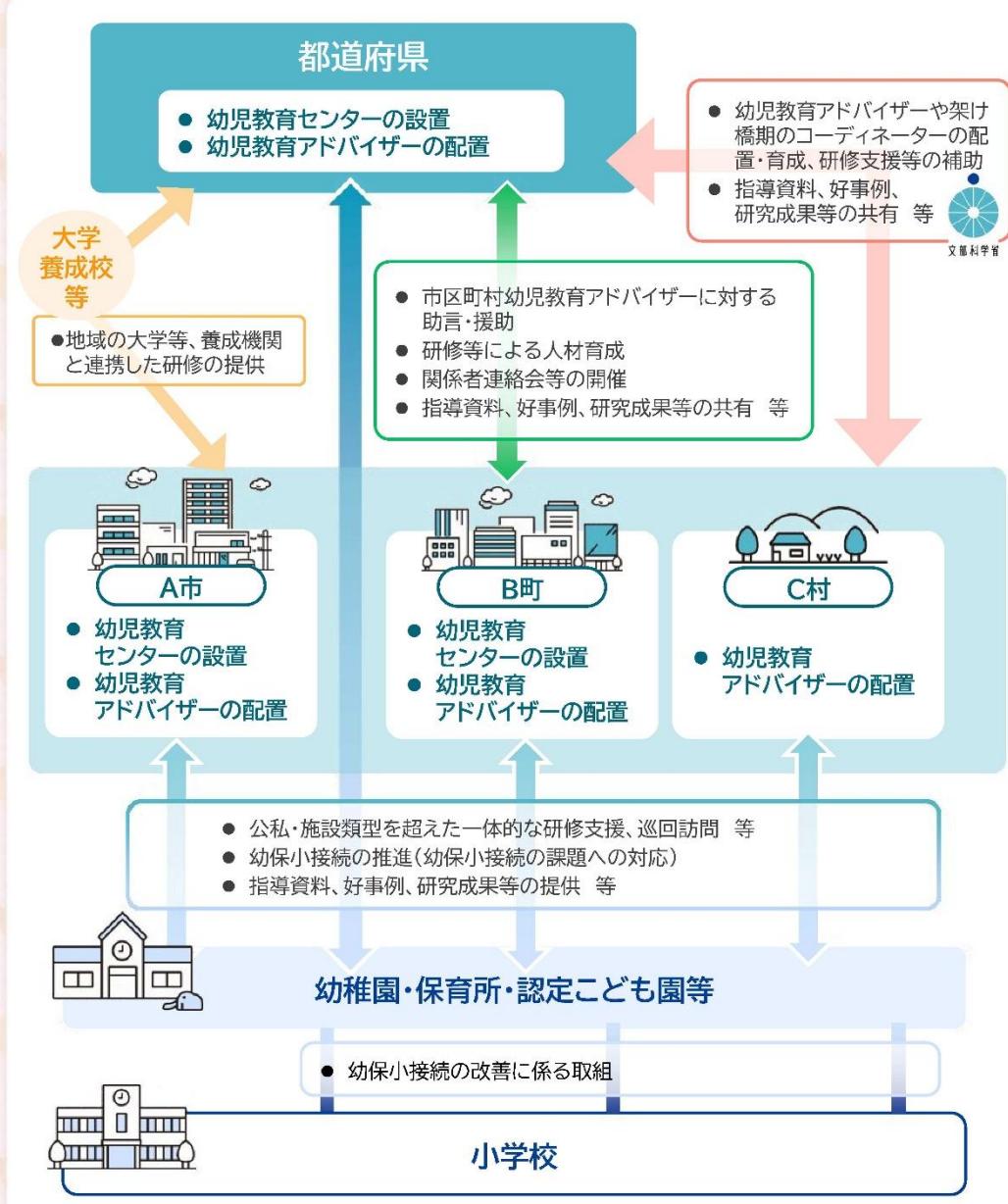
【令和7年度 推進会議】

■参考資料

・国の動向：幼児教育推進体制のイメージ

「全ての子供に質の高い幼児期・幼保小接続期の教育の提供を目指す 幼児教育推進体制の構築に向けて」文部科学省初等中等教育局幼児教育課（令和7年5月）より

幼児教育推進体制のイメージ図



■岐阜県幼児教育アクションプラン検討委員会 委員名簿

	委員名	主な職名	備考
1	今村 光章	東海国立大学機構 岐阜大学教育学部 教授	【会長】
2	河合 ひろみ	岐阜県公立幼稚園・こども園長会 会長 (本巣市立糸貫西幼稚園 園長)	【副会長】
3	加納 顕	岐阜県私立幼稚園連合会 会長 (学校法人加納学園こばと幼稚園 園長)	
4	鷹橋 賢淳	岐阜県民間保育園・認定こども園連盟会 会長 (社会福祉法人 市橋保育園 園長)	
5	仲野 悅子	岐阜県保育士会 会長 (社会福祉法人孝愛会 蘇原みなみこどもえん 園長)	
6	片野 佳代子	養老町立養北こども園 園長	
7	山口 真理子	岐阜県小学校長会役員 (本巣市立弾正小学校 校長)	
8	石川 剛	岐阜県公立幼稚園 P T A 連絡協議会 会長 (可児市立瀬田幼稚園 保護者会 会長)	
9	楣浦 良子	民間子育て支援団体 N P O 法人 キッズスクエア瑞穂代表	
10	安江 めぐみ	中津川市教育委員会 幼児教育課 課長	
11	梅村 よしえ	大垣市こども未来部 保育課 主幹	
12	谷口 雅美	岐阜県発達障害者支援センター 課長	

■事務局

岐阜県・環境エネルギー生活部 ・県民生活課
 ・子ども・女性部 ・子育て支援課 ・私学振興課
 岐阜県教育委員会 ・義務教育課 ・特別支援教育課 ・教育研修課

■岐阜県幼児教育アクションプラン改訂経過

【岐阜県幼児教育アクションプラン検討委員会審議経過】

会議	期日	主な議題
第1回	令和7年 6月16日	○会長、副会長の選出について ○会議の趣旨確認 ○「第4次岐阜県幼児教育アクションプラン」策定の基本方針及び作成スケジュールの確認 ○幼児教育実態調査について
第2回	令和7年 9月9日	○「幼児教育実態調査」の結果分析と実態把握 ○課題と取り組むべき主な施策の整理
第3回	令和7年 11月20日	○「第4次岐阜県幼児教育アクションプラン」素案について
第4回	令和8年 1月29日	○「第4次岐阜県幼児教育アクションプラン」最終案について ○パブリック・コメントの実施について ○次年度の幼児教育推進について

【令和7年度「幼児教育実態調査」の実施】

実施内容	期 日	実施先・参加者等
文部科学省及び県「幼児教育実態調査」	令和7年 7月～8月	幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所
幼稚園教育課程研究協議会	令和7年 7月29日	幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所教職員
園長等運営管理協議会	令和7年 8月25日	幼稚園長、幼保連携型認定こども園長、保育所長
公立幼稚園・こども園長会との懇談	令和7年 12月19日	公立幼稚園長、公立幼保連携型認定こども園長

【パブリック・コメント】

・本プランを公開し、県民の皆様などから広く意見をお聴きしました。

募集期間：令和8年2月2日～3月3日

第4次岐阜県幼児教育アクションプラン
『ぎふっこ』すこやかプラン
～「つなぐ・高める・支える」幼児教育の推進～

策定年月 令和8年3月

編集発行 岐阜県教育委員会事務局義務教育課

〒500-8570

岐阜県岐阜市薮田南2-1-1

TEL 058-272-1111（代表）

FAX 058-278-2817

Eメール c17785@pref.gifu.lg.jp

